

第三次大泉町男女共同参画推進計画

平成28年3月

大 泉 町

はじめに

近年、私たちを取り巻く社会環境は急速に変化しており、中でも少子高齢化の進行は、生産年齢の人口減少を招き、深刻な社会的・経済的活力の低下につながる事が懸念されています。

このような時代に対応し、活力ある社会をつくるために、「誰もが、互いにその人権を尊重しあいながら、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会」の実現が重要となっています。



国においては、女性が最大限に力を発揮することが社会全体に活力を与えるものと位置づけ、平成26年に策定された『「日本再興戦略」改訂2014』に女性が活躍できる環境整備を推進する内容が盛り込まれ、これを契機として、平成27年8月には、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること等を目的とした「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」が制定されました。

本町では、平成16年に『大泉町男女共同参画推進計画』を、平成23年に『第二次大泉町男女共同参画推進計画』を策定するとともに、平成26年12月には、大泉町配偶者暴力相談支援センターを開設する等、様々な施策に取り組んでまいりました。

以上のような社会情勢の変化やこれまでの計画の成果と課題を踏まえ、ここに、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」を策定いたしました。本計画は、「DV防止に関する基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画」を含めた施策内容となっています。

本町の男女共同参画社会の実現には、行政、事業者、関係団体や町民の皆様と一体となって取組を進めていくことが大変重要であることから、今後ともより一層のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等にご協力いただいたすべての皆様に、心から感謝申し上げます。

平成28年3月

大泉町長 村山 俊明

第三次大泉町男女共同参画推進計画

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	策定の趣旨と背景	1
第2節	計画の位置付けと性格	2
第3節	計画の期間	2
第4節	計画の策定体制	2
第5節	国・県の動き	3
第2章	大泉町の現状と課題	5
第1節	人口等の動向	5
第2節	住民意識調査結果	13
第3章	計画の基本的事項	35
第1節	計画の基本理念	35
第2節	計画の目標	36
第3節	計画の体系	37
第4章	基本課題と施策の展開	39
第1節	男女共同参画の意識の共有と男女の人権の尊重	39
第2節	性別にかかわらず個性と能力を活かした多様な生き方が 尊重される環境づくり	50
第3節	あらゆる分野における男女共同参画の促進	58
第4節	町政における男女共同参画の推進と計画の進行管理	69
第5章	計画の推進	75
第1節	計画の推進体制	75
第2節	計画の評価方法	76

資料編.....	77
1 用語集	77
2 計画策定の経緯	81
3 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会等設置要綱.....	82
4 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会委員名簿	85
5 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定委員名簿.....	86
6 第三次大泉町男女共同参画推進計画実務担当者名簿	87

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の趣旨と背景

男女共同参画社会とは、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮しあうことができる社会です。

また、日本国憲法の第14条第1項には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と明記されています。この憲法のもと、昭和60年5月の「男女雇用機会均等法」、平成11年6月の「男女共同参画社会基本法」などの法律や制度が整備され、全国的な男女共同参画の推進が図られてきました。

現在の我が国は、少子高齢化の進行と人口減少時代の到来に加え、核家族化が進み、子育てや介護等、家庭や地域でお互いに助けあい支えあう機能が弱まるなど社会環境が変化する一方で、労働力人口の減少や非正規労働者の増加、経済格差の拡大といった現代社会の課題を解決するためには、男女共同参画社会の実現が必要不可欠になっています。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害や、児童・高齢者等への虐待、女性や子どもの人権侵害が深刻な問題となっており、それらの根絶に向けた社会的な取組が重要になっています。

このような中、本町では、誰もが、お互いにその人権を尊重しあいながら、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、平成16年3月に、男女共同参画基本法に基づく「大泉町男女共同参画推進計画」を策定し、平成23年3月には「第二次大泉町男女共同参画推進計画」（以下、「第二次推進計画」という）を策定しました。

第二次推進計画における平成26年度末までの進捗状況を調査したところ、計画の104事業ほぼ全ての事業で「達成」「やや達成」の評価となっており、概ね計画どおりに事業が進行しています。今後も、これらの事業を継続することによって、より一層の男女共同参画が図られるものと考えられます。

ただし、現事業の中で、「男性対象の啓発・学習機会の充実」「審議会等委員への女性の参画促進」「役場の人事における女性の積極的登用」に関する事業のうち、5事業が「達成不十分」となっており、今後さらなる重点的な取組や関係者への普及・啓発が必要です。

本計画は、第二次推進計画の計画期間が、平成27年度で終了するため、これまでの取組の成果や検証、住民意識及び社会経済状況の変化等を踏まえて、新たな課題への取組を示し、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」を策定したものです。

第2節 計画の位置付けと性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるものであり、本町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2) この計画は、国の「男女共同参画基本計画」や県の「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」を勘案した計画です。
- (3) この計画は、「第五次大泉町総合計画」の部門別計画の一つであり、「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」等、関連する町の部門別計画と整合性を図り策定します。
- (4) この計画は、平成19年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3、第3項に基づく、本町における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を含みます。
- (5) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含みます。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

第4節 計画の策定体制

策定体制としまして、次の組織を設置しました。

- (1) 大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会
- (2) 大泉町男女共同参画推進計画策定委員会
- (3) 大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議

また、計画素案についてパブリックコメントを実施し、計画に町民意見をより反映できるよう努めました。

第5節 国・県の動き

(1)国内の動き

我が国においては、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれ、国際協調の下に男女共同参画が推進されてきました。

国際婦人年の昭和50年に総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されるとともに、婦人問題担当室が業務を開始しました。また、昭和52年には婦人問題企画推進本部において「国内行動計画」を策定しました。

昭和60年には「女子差別撤廃条約」を批准しました。「女子差別撤廃条約」の批准にあたり、批准に向けた法整備等を行ったことにより、法制面における様々な成果がみられました。「男女雇用機会均等法」もこの年に制定されました。

平成3年には「育児休業法」が、平成7年には「育児・介護休業法」が制定され、職業生活と家庭生活両立のための環境整備がなされました。

平成8年には、「男女共同参画2000年プラン」を策定し、「北京行動綱領」で示された国際規範・基準等を取り入れた施策を推進することになりました。

平成11年には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年にはこの法律に基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成19年、平成25年に改正されました。

また、平成25年には、「ストーカー規制法」の改正が行われるなど、男女共同参画推進のための法整備は進みつつありますが、より実効性のあるものとするため、様々な改正がなされています。

さらに、平成27年8月には、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること等を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。これにより、平成28年4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務づけられます。

(2)群馬県の動き

群馬県においては、昭和55年の「新ぐんま婦人計画」の策定に始まり、平成5年に「新ぐんま女性プラン」の策定により、女性政策の推進体制が整備されました。

平成13年には、「男女共同参画基本法」に基づく計画として「ぐんま男女共同参画プラン」の策定、平成16年には「群馬県男女共同参画推進条例」の制定が行われ、地域社会や職場での具体的な取組の推進が図られてきました。

平成18年には、「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「ぐんまDV対策基本計画」が策定され、さらに平成21年には男女共同参画社会づくりの拠点として「ぐんま男女共同参画センター（愛称：とらいあんぐるん）」が設置されました。

また、平成26年には、「ぐんまDV対策推進計画（第3次）」を、平成27年には、「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」が策定され、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが図られてきました。

第2章 大泉町の現状と課題

第1節 人口等の動向

1 人口動態

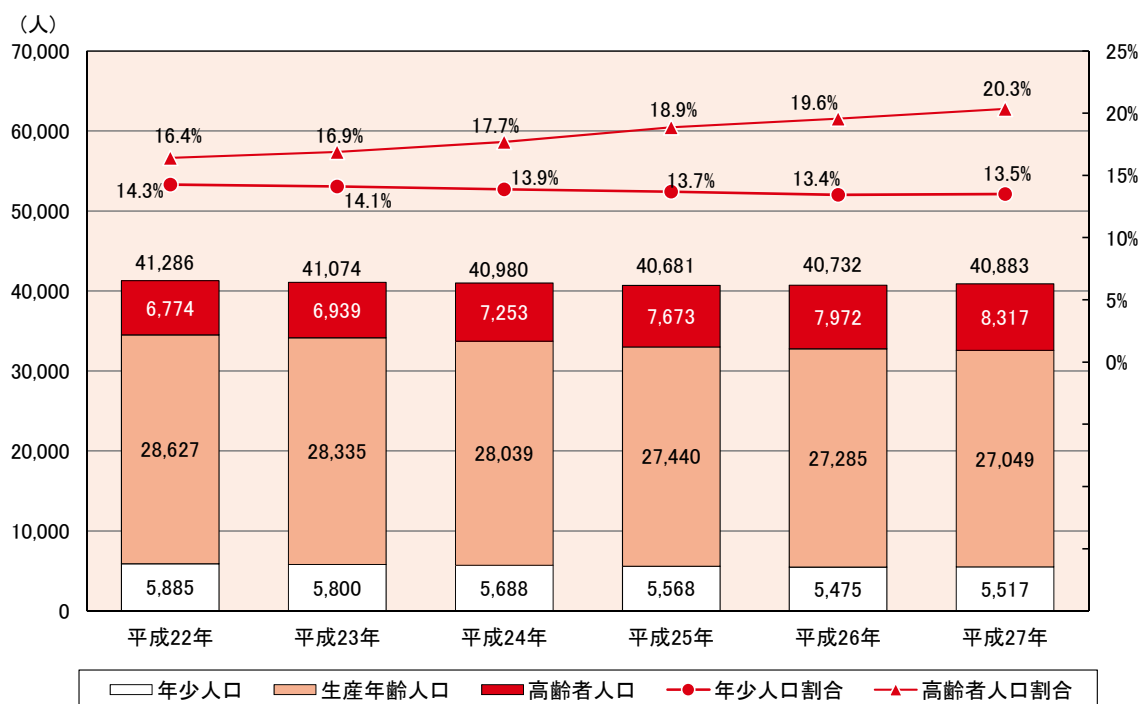
①人口等の推移

本町の人口推移をみると、平成25年までは減少傾向でしたが、以降は微増傾向となっています。

また、高齢者人口割合（65歳以上）は上昇を続けており、平成27年には20.3%と、5人に1人が65歳以上となっています。

一方、年少人口割合（15歳未満）は平成22年で14.3%だったものが、平成27年には13.5%とやや減少しています。

人口等の推移



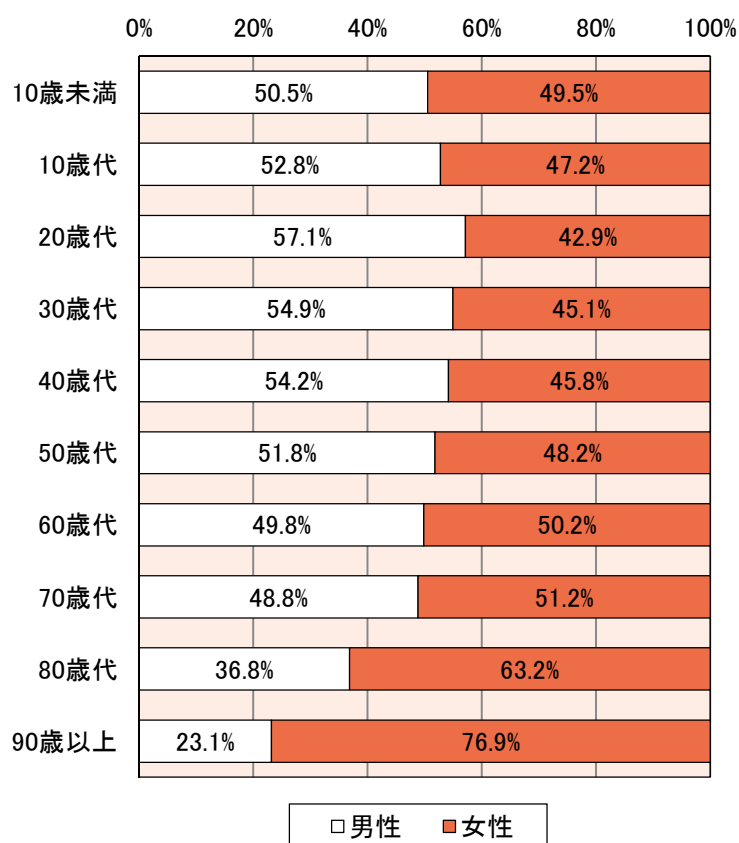
※資料：住民基本台帳（各年4月1日）

※平成22年～24年までは、住民基本台帳及び外国人登録（各年4月1日）

②世代別の男女構成比

世代別の男女構成比をみると、50歳代までは男性の割合が高いものの、60歳代以上では女性の割合が男性の割合を上回っており、世代が高くなるにつれて女性の割合が高くなっています。

年代別男女構成比

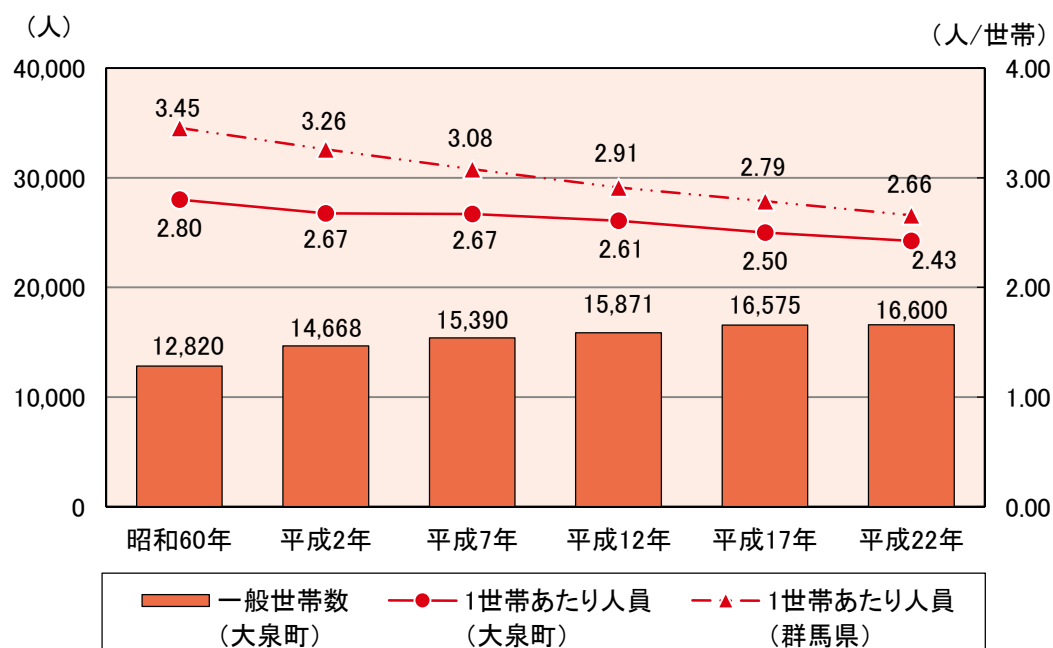


※資料：住民基本台帳（平成27年4月1日）

③世帯数及び1世帯あたり人員の推移

本町における一般世帯数は増加傾向にあります。1世帯あたり人員は県平均と同様に減少傾向にあり、平成22年時点で2.43人と、世帯の小規模化（単身世帯など）が進行しています。

世帯数等の推移



※資料：国勢調査

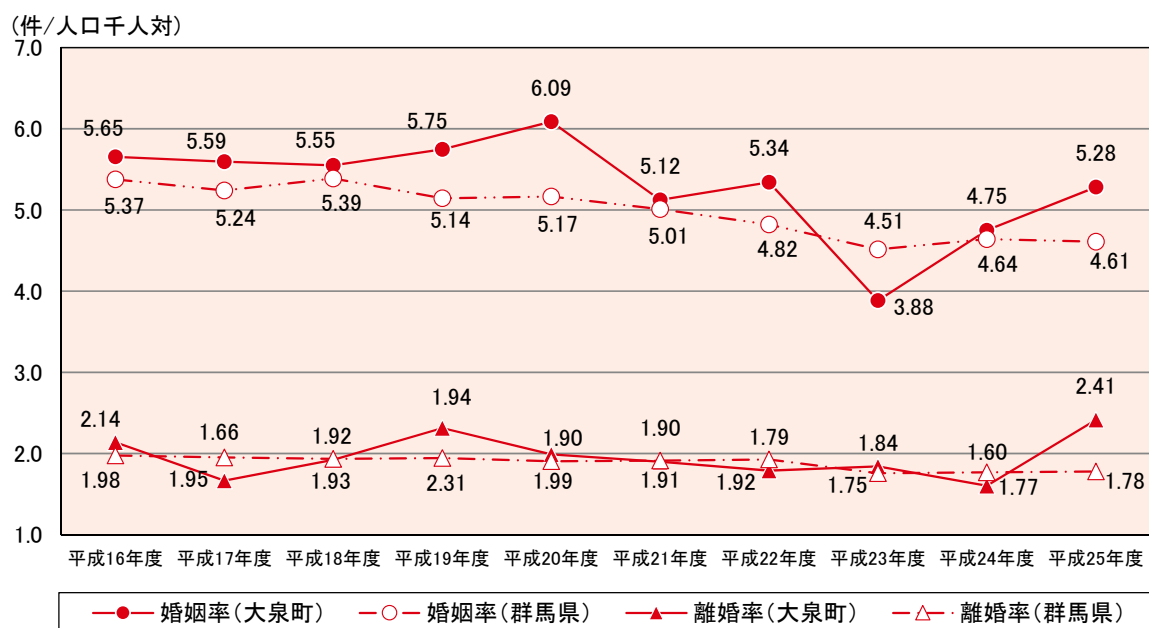
2 婚姻・離婚の状況

①婚姻率・離婚率の推移の状況

本町の婚姻率は県平均を概ね上回っていますが、平成23年は大きく減少しました。

また、離婚率は概ね県平均と同様でしたが、平成25年では県平均を大きく上回り、2.41件/人口千人対となっています。

婚姻率・離婚率の推移

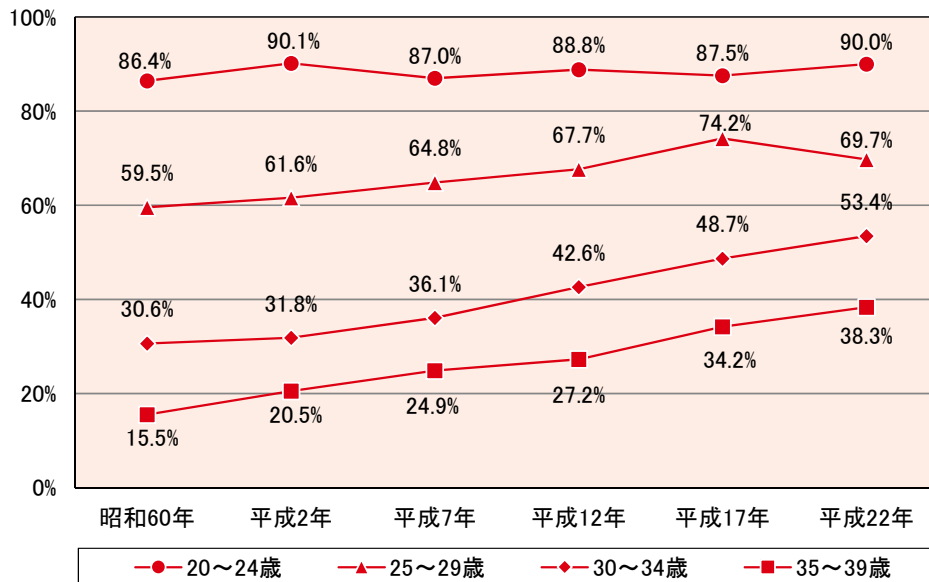


※資料：群馬県健康福祉統計

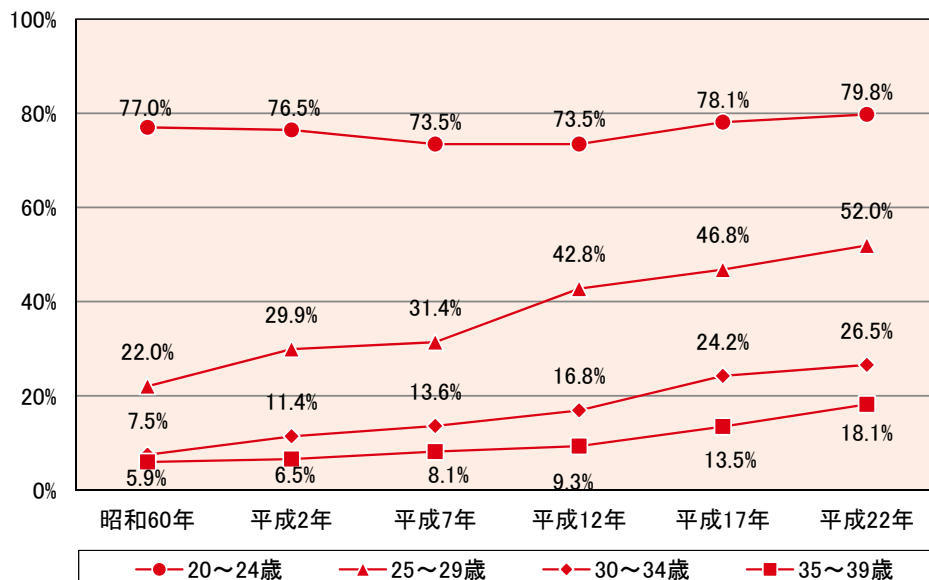
②未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、25歳以上での上昇は依然として続いており、非婚化・晩婚化の進行がうかがえます。

未婚率の推移（男性）



未婚率の推移（女性）



※資料：国勢調査

3 就労状況等の推移

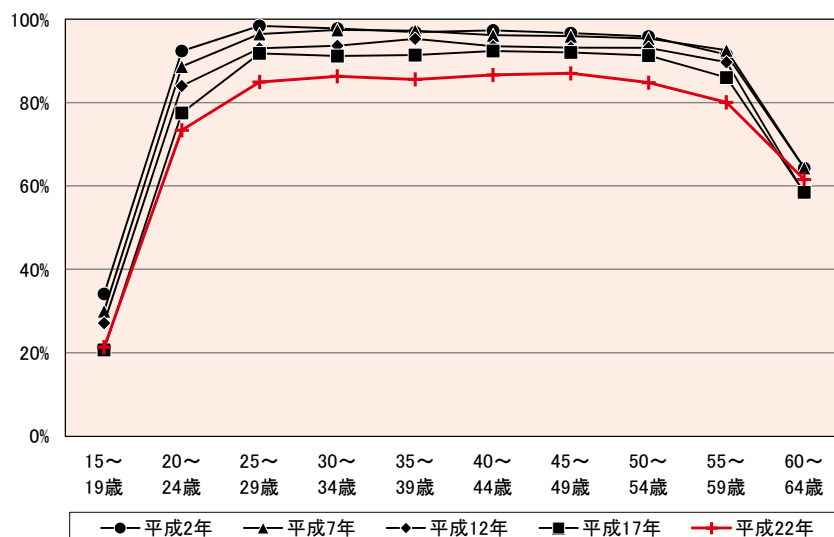
①男女別就労状況

男性の就労率は、社会経済の悪化に伴い年ごとに低下していますが、反対に女性では、特に25歳以上で就労率の上昇がみられ、働く女性の割合が増えたことを示しています。

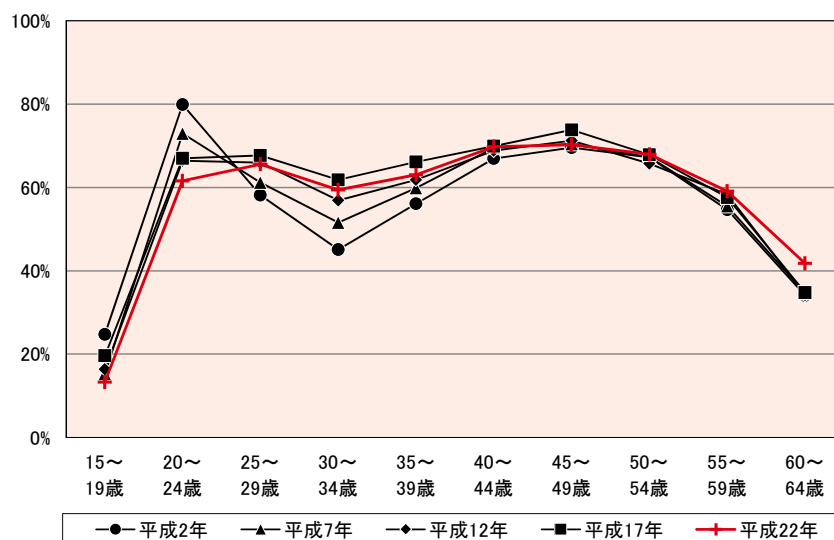
また、女性の就労率を年齢に沿ってみていくと、いわゆる「M字型曲線」を示しており、30歳前後で結婚や出産のため離職する傾向があることが分かります。

しかし、平成17年、平成22年では30歳前後でのカーブが緩やかになっており、女性の就労率が高まっています。

就労率の推移（男性）



就労率の推移（女性）



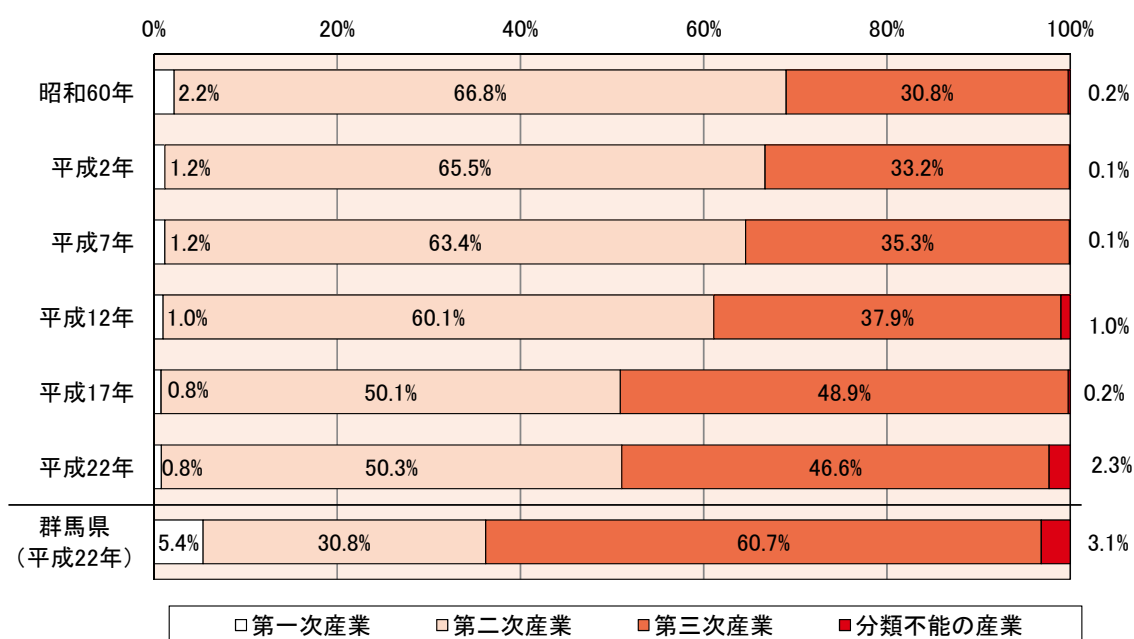
※資料：国勢調査

②産業別就労人口の推移

産業別就労者の割合の推移をみると、第一次産業及び第二次産業の減少と第三次産業の増加傾向がみられます。

平成22年度では、全就労者の半数以上が第二次産業に従事しており、県平均と比較しても高い割合となっています。

産業別就労率の推移



※資料：国勢調査

③産業別女性の就労人口

平成22年の産業別（大分類）就労状況をみると、就労者全体では製造業に従事する人の割合が45.9%を占め最も多く、次いで卸売業・小売業（12.2%）、医療・福祉（6.8%）と続きます。

一方、女性の産業別就労状況をみると、業種ごとの就労者に占める女性の割合は「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」や「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」で50%を超えています。こうした業種では、就労者の半数以上を女性が占め、女性労働力が重要なポイントを占めていることが分かります。

産業別女性の就労人口（平成22年）

人口区分 産業区分		全就労人口		女性就労人口			
		人数 (人) (A)	全就労 人口に 占める 割合 (%) (A/AC)	人数 (人) (B)	全就労 人口に 占める 割合 (%) (B/AC)	女性就 労人口 に占める 割合 (%) (B/BC)	業種別 総数に 占める 割合 (%) (B/A)
総 数 (C)		20,272	100.0	7,781	38.4	100.0	38.4
第 一 次	農 業	166	0.8	60	0.3	0.8	36.1
	林 業	1	0.005	0	—	—	—
	漁 業	0	—	0	—	—	—
第 二 次	鉱 業	1	0.005	0	—	—	—
	建設業	878	4.3	132	0.7	1.7	15.0
	製造業	9,308	45.9	2,482	12.2	31.9	26.7
第 三 次	電気・ガス・熱供給・水道業	45	0.2	3	0.02	0.04	6.7
	情報通信業	206	1.0	46	0.2	0.6	22.3
	運輸業、郵便業	1,038	5.1	265	1.3	3.4	25.5
	卸売業、小売業	2,479	12.2	1,355	6.7	17.4	54.7
	金融業、保険業	262	1.3	179	0.9	2.3	68.3
	不動産業、物品賃貸業	171	0.8	74	0.4	1.0	43.3
	学術研究、 専門・技術サービス業	416	2.1	107	0.5	1.4	25.7
	宿泊業、飲食サービス業	889	4.4	583	2.9	7.5	65.6
	生活関連サービス業、 娯楽業	546	2.7	326	1.6	4.2	59.7
	教育、学習支援業	609	3.0	400	2.0	5.1	65.7
	医療、福祉	1,381	6.8	1,098	5.4	14.1	79.5
	複合サービス事業	62	0.3	35	0.2	0.4	56.5
	サービス業（その他）	945	4.7	335	1.7	4.3	35.4
	公務	404	2.0	140	0.7	1.8	34.7
	その他	465	2.3	161	0.8	2.1	34.6

※資料：平成22年国勢調査

※網掛けの業種は、業種別の総数に占める女性の割合が50%以上の業種

第2節 住民意識調査結果

1 調査結果概要

①人口等の推移

(1)調査の目的

平成27年度に「第3次大泉町男女共同参画推進計画」を策定するにあたり、町民の男女共同参画に関する意識の把握及び町が取り組むべき施策の基礎資料とするため、住民意識調査を実施しました。

(2)調査実施期間

平成27年1月30日（金）～平成27年2月23日（月）

(3)調査実施対象者

町内在住の20歳以上の方を無作為抽出。合計1,000名

(4)調査票の配布・回収方法

返信用封筒を同封して発送・郵送回収

(5)調査票の回収数及び有効回収率

対象	配布数	回収数	回収率
町民	1,000	334	33.4%

※有効回収数334名（男性141名 女性185名 不明8名）

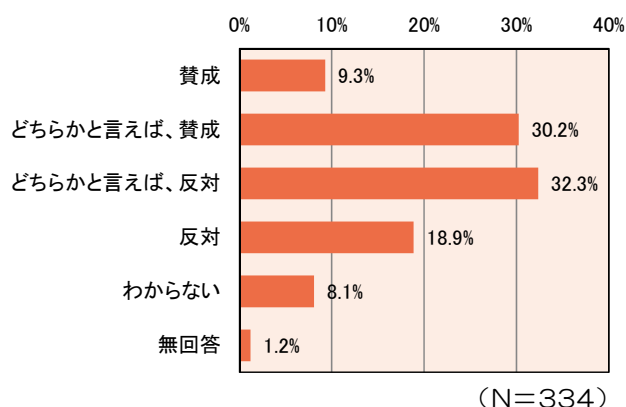
2 調査結果抜粋

①家庭や教育に関することについて

「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思いますか。

「どちらかと言えば、反対」と回答した方が32.3%と最も多く、続いて「どちらかと言えば、賛成」の回答が30.2%となっています。

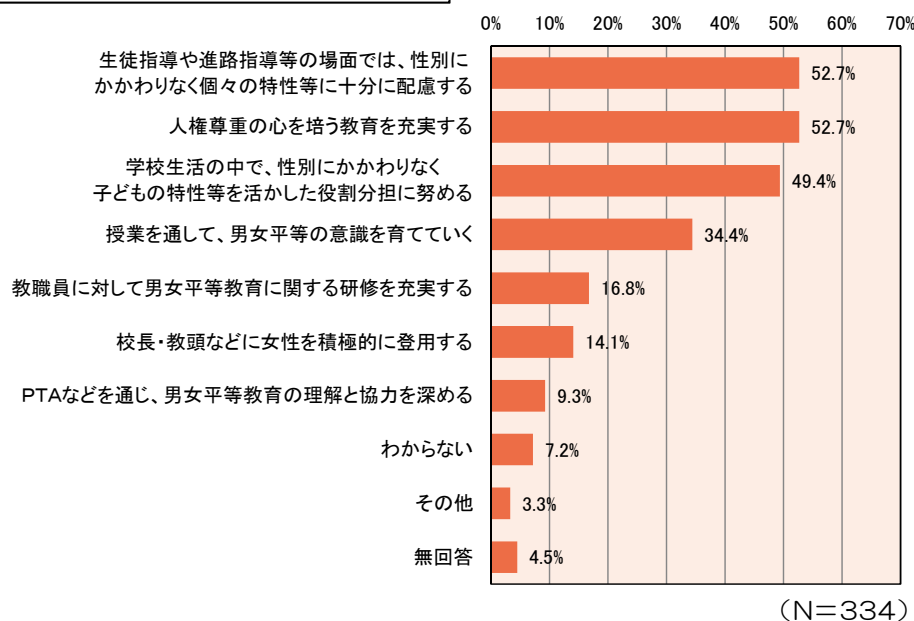
「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について



学校教育において、どのようなことが重要だと思いますか。

「生徒指導や進路指導等の場面では、性別にかかわらず個々の特性等に十分に配慮する」「人権尊重の心を培う教育を充実する」と回答した方がともに52.7%と最も多く、次に多い回答が「学校生活の中で、性別にかかわらず子どもの特性等を活かした役割分担に努める」の49.4%となっています。

学校教育において重要なこと

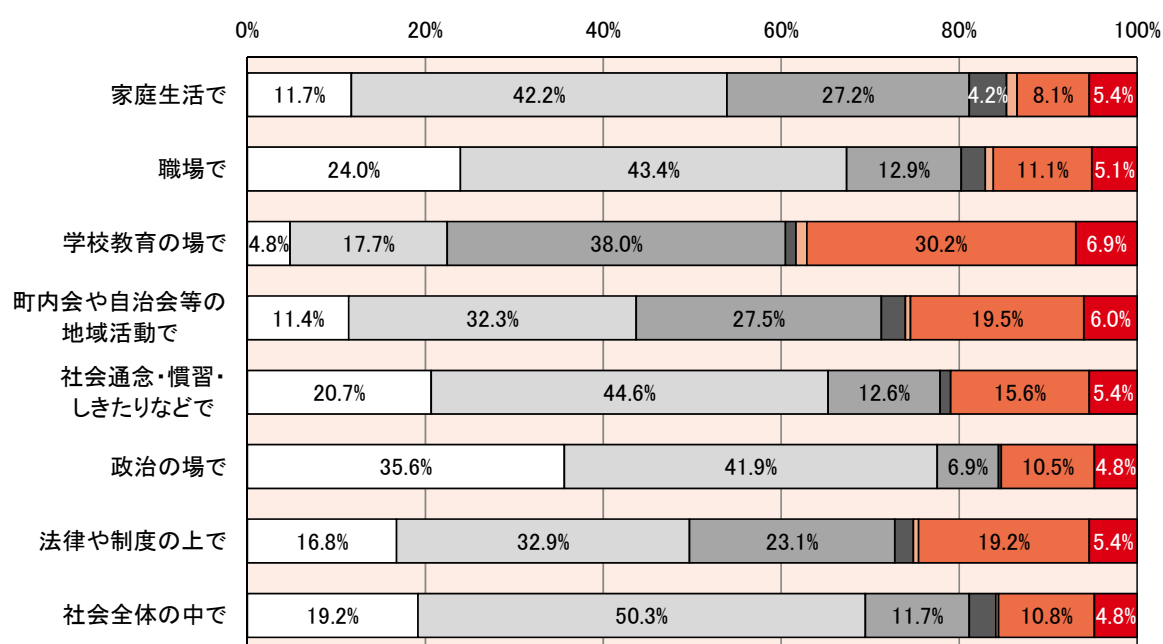


②労働や社会参画に関すること

現在、次のような分野で男女は平等になっていると思いますか。

ほとんどの項目において「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」が一番多い回答となっています。ただし「学校教育の場で」の項目においては、「平等になっている」の回答が一番多く、38.0%となっています。

各分野における平等感



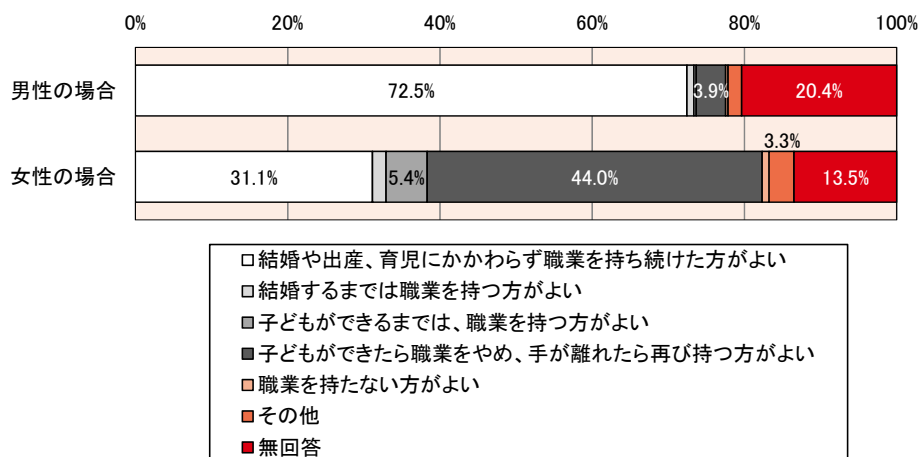
□男性の方が優遇されている □どちらかといえば男性の方が優遇されている ■平等になっている ■どちらかといえば女性の方が優遇されている □女性の方が優遇されている □わからない ■無回答

(N=各334)

あなたは男女が職業を持つことについて、どう思いますか。

男性の場合、「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい」の回答が最も多く、72.5%となっています。一方、女性の場合、「子どもができたら職業をやめ、手が離れたら再び持つ方がよい」の意見が最も多く、44.0%となっています。

男女が職業を持つことについて



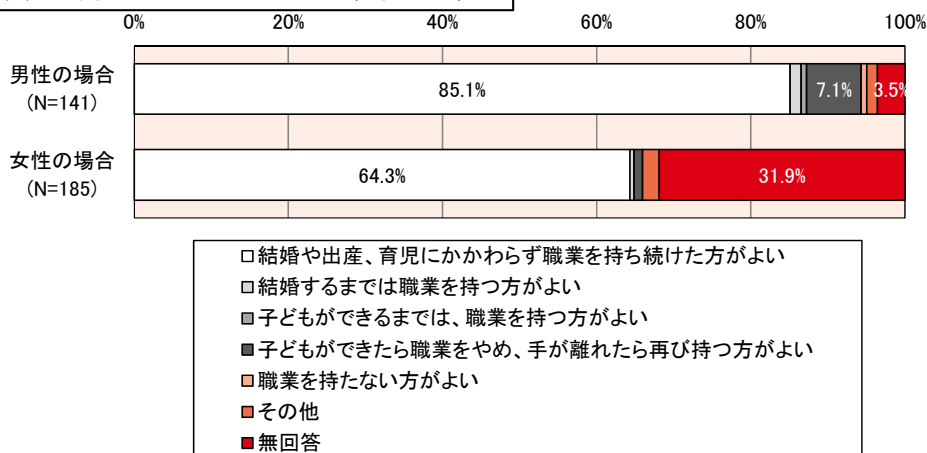
(N=各334)

男女別集計

(1) 男性の場合

「男性の場合」では、女性の「無回答」が多くなっていますが、多くの方が「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい」と回答しています。

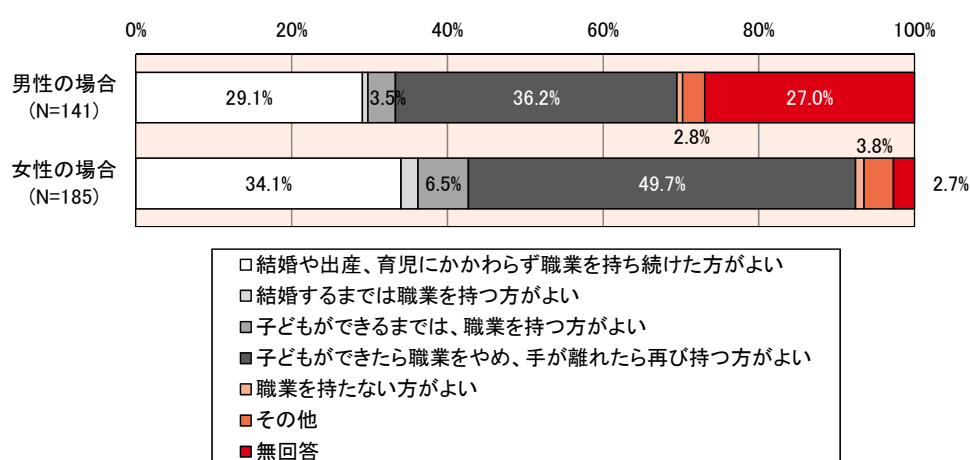
男性が職業を持つことについて（男女別）



(1) 女性の場合

「女性の場合」では、男女ともに「子どもができたら職業をやめ、手が離れたら再び持つ方がよい」という回答が多くなっていますが、男性よりも女性の回答が多く、約半数となっています。また、「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい」という回答は男性よりも女性の割合の方が多くなっています。

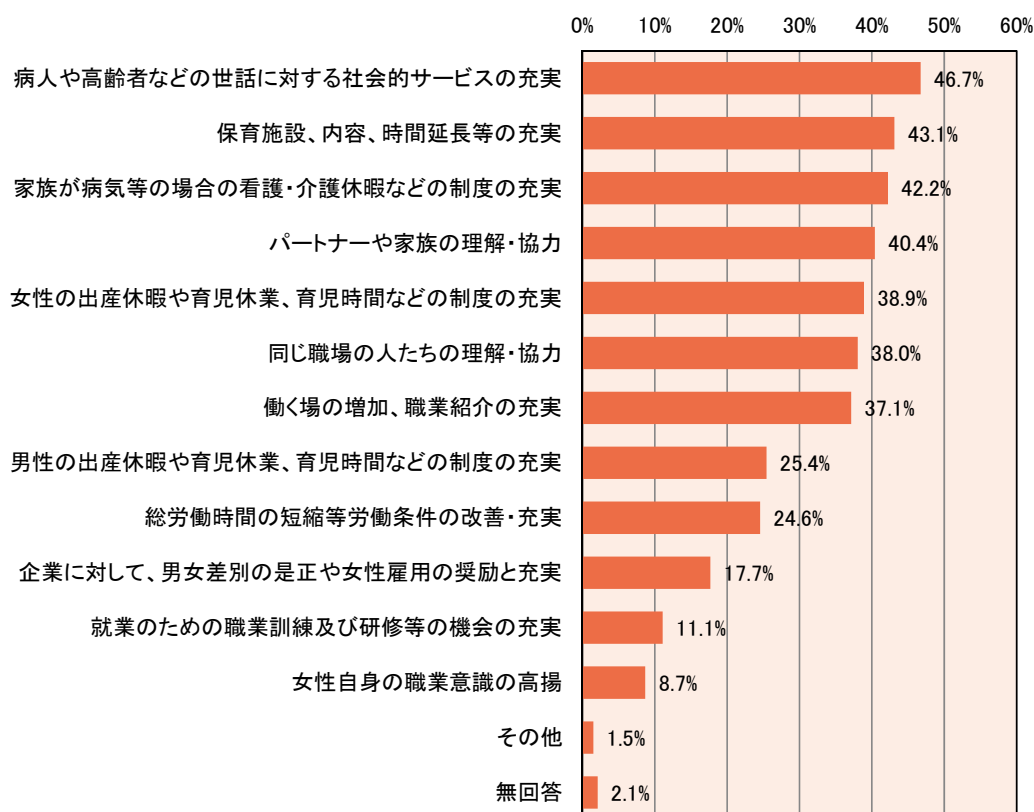
女性が職業を持つことについて（男女別）



男女がともに仕事も家庭も担っていくために必要なことは何だと思いますか。

「病人や高齢者などの世話に対する社会的サービスの充実」と回答した方が46.7%と最も多く、次に多い回答が「保育施設、内容、時間延長等の充実」の43.1%、「家族が病気等の場合の看護・介護休暇などの制度の充実」の42.2%となっています。

男女がともに仕事も家庭も担っていくために必要なこと

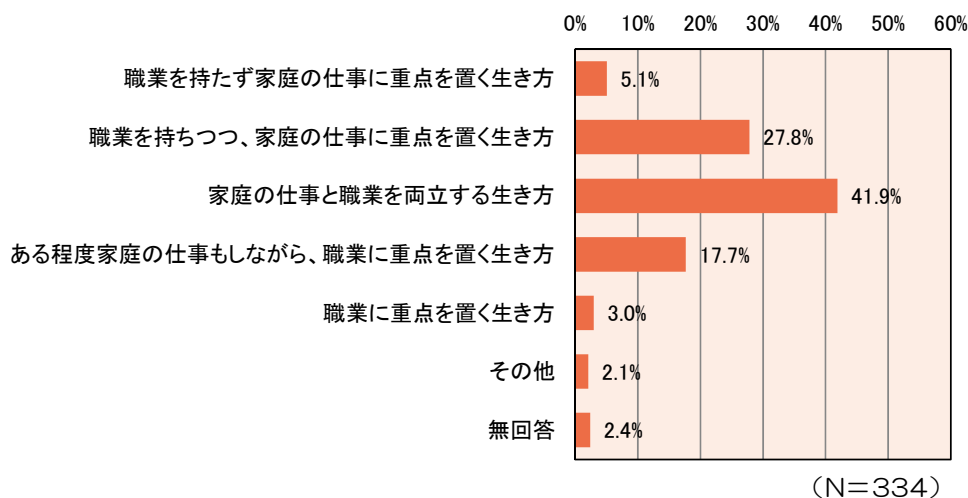


(N=334)

私たちは性別にかかわらず自分らしい生き方を選択する権利を持っています。
どのような生き方が自分にあった生き方だと思いますか。

「家庭の仕事と職業を両立する生き方」と回答した方が41.9%と最も多く、次に多い回答が「職業を持ちつつ、家庭の仕事に重点を置く生き方」の27.8%、「ある程度家庭の仕事もしながら、職業に重点を置く生き方」の17.7%となっています。

自分にあった生き方について

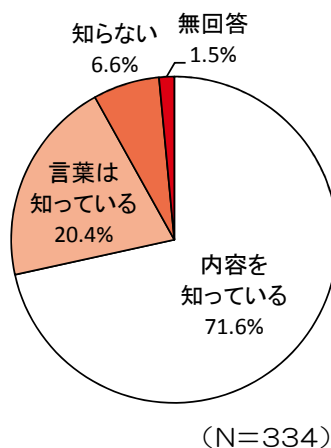


③ドメスティック・バイオレンスについて

DV（ドメスティック・バイオレンス）という言葉を知っていますか。

「内容を知っている」と回答した方が71.6%、「言葉は知っている」との回答は20.4%となっています。

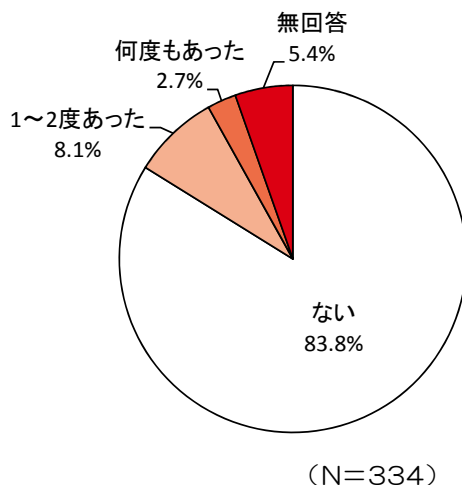
DVの認知度



配偶者や恋人など近い間柄にある人から暴力を受けたことがありますか。(身体暴力)

「ない」と回答した方が83.8%となっています。「1～2度あった」との回答は8.1%、「何度もあった」は2.7%となっています。

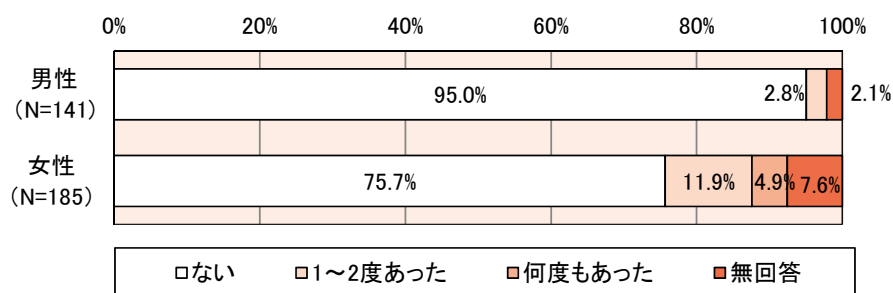
暴力の有無



男女別集計

男性よりも女性の方が受けたことが「ある」という回答が多く、女性の16.8%の方が身体的暴力を受けたことが「ある」と回答しており、そのうち、約5%の方が「何度もあった」と回答しています。

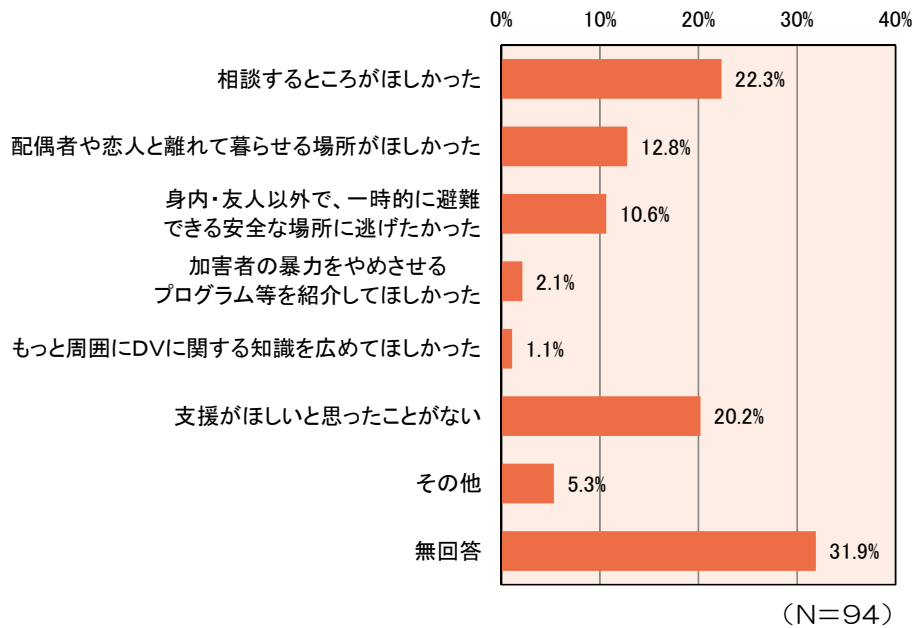
暴力の有無（男女別）



暴力を受けた時やその後、どのような支援などがほしいと思いましたか。
(暴力を受けたことがある方)

「相談するところがほしかった」と回答した方が22.3%となっています。一方、「支援がほしいと思ったことがない」の回答も20.2%となっています

暴力を受けた際、ほしい支援

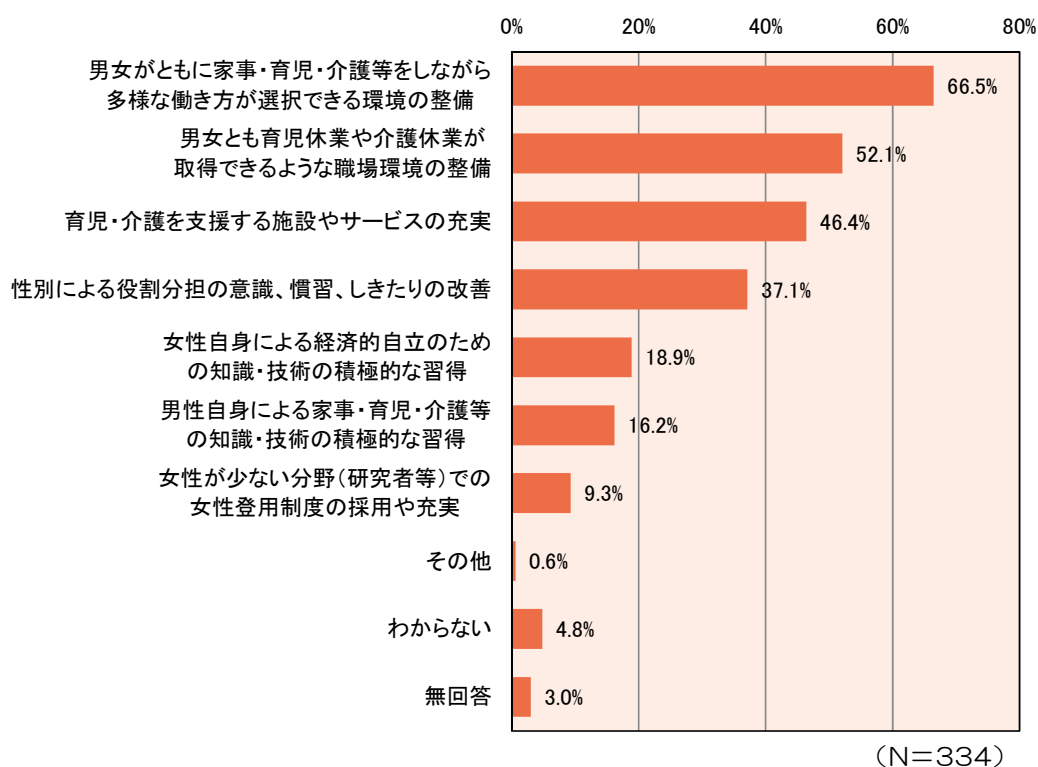


④男女共同参画社会づくりについて

今後、男女共同参画の社会づくりのために、特にどのようなことが必要だと思いますか。

「男女がともに家事・育児・介護等をしながら多様な働き方が選択できる環境の整備」と回答した方が66.5%と最も多く、続いて「男女とも育児休業や介護休業が取得できるような職場環境の整備」の52.1%、「育児・介護を支援する施設やサービスの充実」の46.4%となっています。

男女共同参画の社会づくりのために必要なこと



3 アンケートからの課題

①「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について

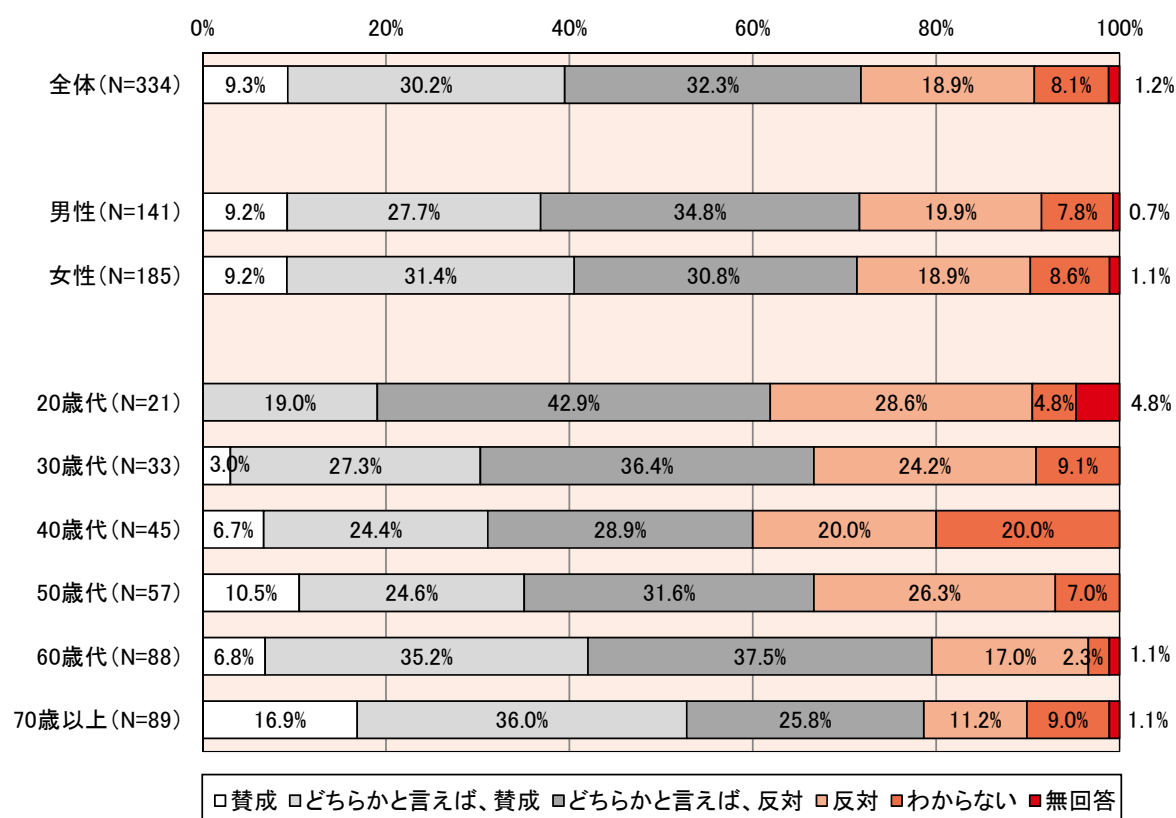
「どちらかと言えば、反対」と回答した方が32.3%と最も多く、「反対」という回答とあわせると半数以上の方（51.2%）が反対しており、「どちらかと言えば、賛成」、「賛成」をあわせた回答（39.5%）を上回っています。

このことから、アンケート回答者の半数以上の方は、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方に反対しています。

また、男女別で見ると、男性よりも女性の方が「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という意見に賛成する方が多くなっています。

また、年代別で見ると、年代が下がるに従い、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方に反対する方が多く、男女共同参画の意識が根付いていると言えます。今後は、年配者への啓発が必要となっています。

「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について（男女別、年代別）



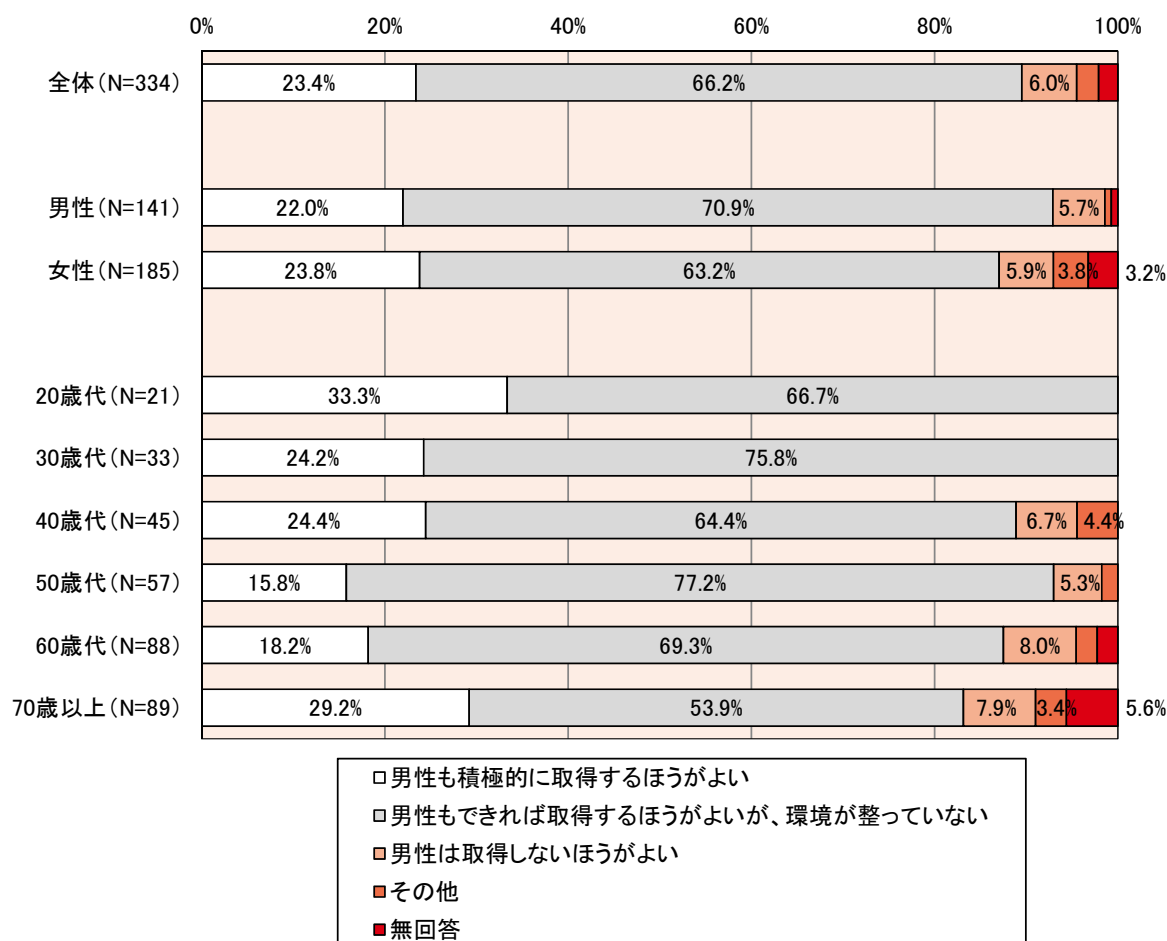
②男性の育児休業の取得について

「男性もできれば取得するほうがよいが、環境が整っていない」と回答した方が66.2%となっており、「男性も積極的に取得するほうがよい」という回答をあわせると約9割の方が「取得する方がよい」と回答しています。なお、「男性は取得しないほうがよい」という回答は、6.0%となっています。

また、男女別で見ると大きな差はありませんが、年代別で見ると、年代が下がるほど、「取得する方がよい」という回答が多くなり、年代が上がるにつれ、「取得しない方がよい」という回答が多くなっています。

しかし、概ね7割以上の方が「環境が整っていない」という回答であることから、男性が育児休業を取りやすい環境の整備が必要です。

男性の育児休業の取得について（男女別、年代別）



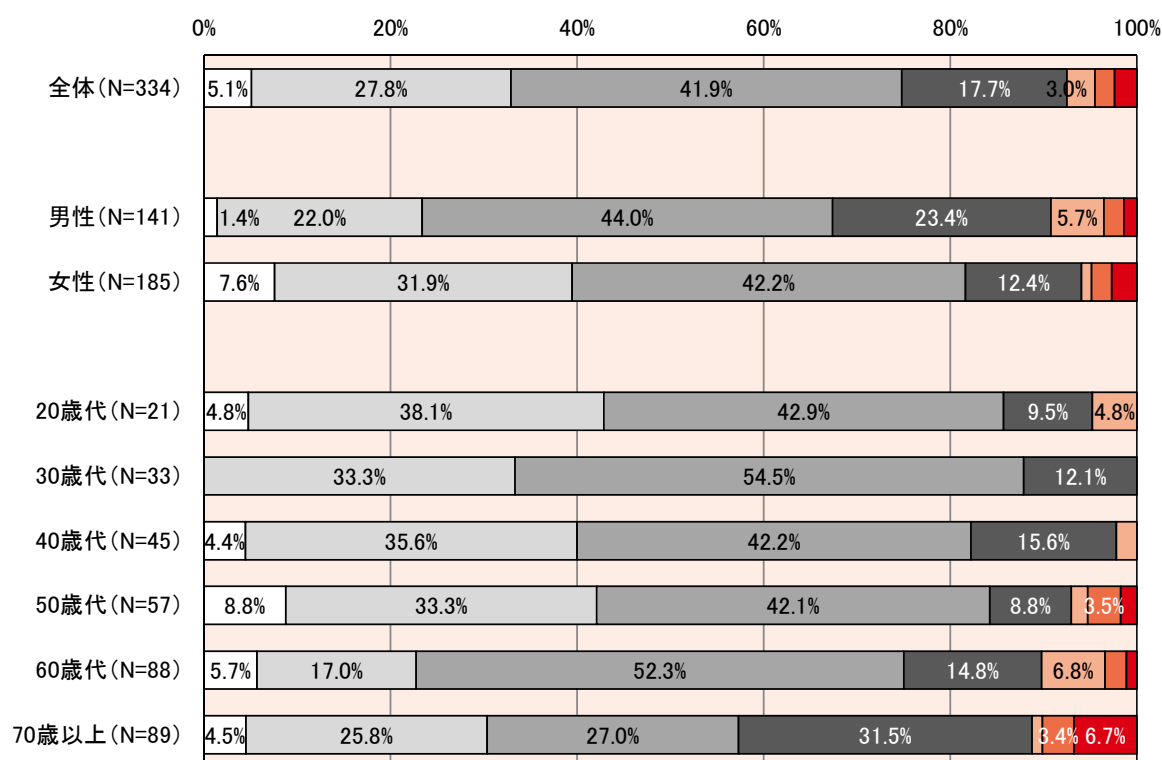
③自分にあった生き方について

「家庭の仕事と職業を両立する生き方」と回答した方が41.9%と最も多く、次に多い回答が「職業を持ちつつ、家庭の仕事に重点を置く生き方」の27.8%、「ある程度家庭の仕事もしながら、職業に重点を置く生き方」の17.7%となっています。

また、男女別で見ると、男性は、職業に重点を置く、女性は家庭に重点を置くという回答がそれぞれ多くなっています。年代別で見ると、20歳代～50歳代までは家庭に重点を置くという回答が多くなっており、60歳以上は、職業に重点を置くという回答が多くなっています。

しかしながら、「両立」という回答が最も多いことから、ワーク・ライフ・バランスを考慮した生活を住民は望んでいるということがうかがえます。そのため、全ての年代にワーク・ライフ・バランスを啓発していくことが重要です。

自分にあった生き方について（男女別、年代別）



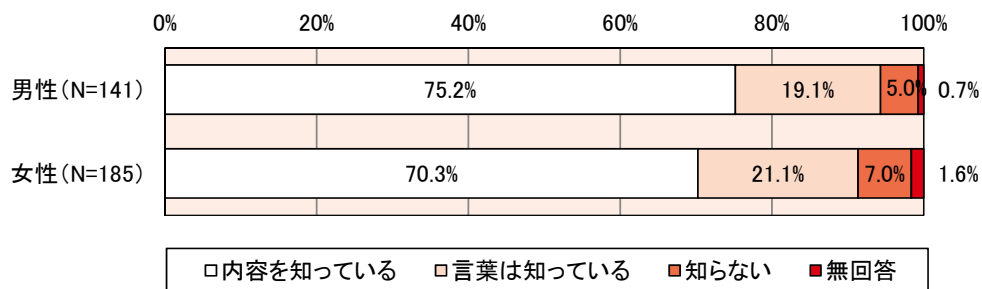
- 職業を持たず家庭の仕事に重点を置く生き方
- 職業を持ちつつ、家庭の仕事に重点を置く生き方
- 家庭の仕事と職業を両立する生き方
- ある程度家庭の仕事もしながら、職業に重点を置く生き方
- 職業に重点を置く生き方
- その他
- 無回答

④DV（ドメスティック・バイオレンス）の認知度

男女とも「内容を知っている」という回答が7割を超え、多くの方がDVの内容について知っていると回答しています。

しかしながら、約3割の方のDVの認知度が低く、今後もDV等に関するより一層の情報提供が必要です。

DVの認知度（男女別）

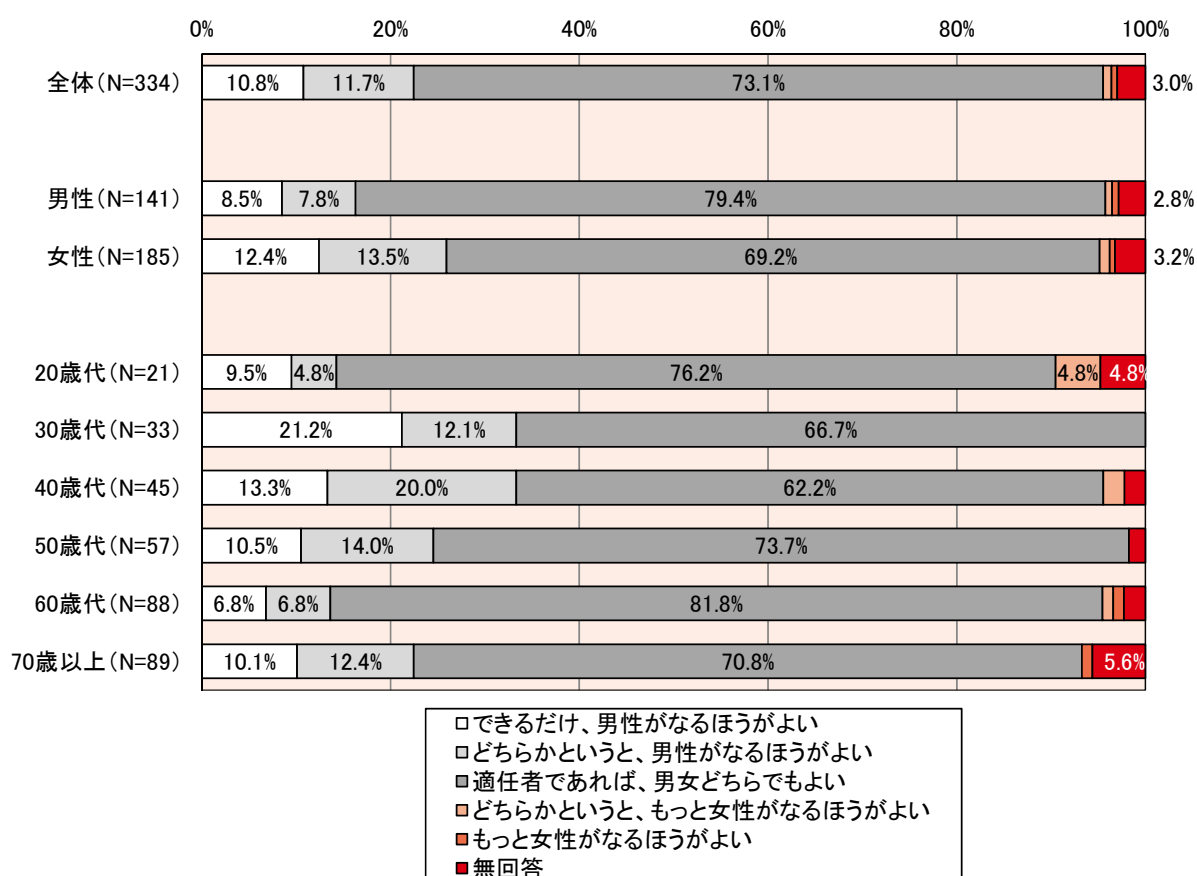


⑤自治会長や町内会長、地域の防災組織のリーダーなど、 地域活動にかかわる役職について

「適任者であれば、男女どちらでもよい」と回答した方が73.1%と最も多く、「どちらかという、男性になるほうがよい」、「できるだけ、男性になるほうがよい」という回答が22.5%となっています。

また、男女別で見ると、男性よりも女性の方が「男性になるほうがよい」という回答が多く、年代別で見ると、年代が上がるに従い「男性になるほうがよい」という回答が少なくなっています。一方で、全年代ともに、「適任者であれば、男女どちらでもよい」という回答が6割以上と最も多くなっており、男女ともに、さらなる意識の転換を図るとともに、社会の意志決定にかかわる場面への女性の積極的な登用が必要です。

地域活動の役職について（男女別、年代別）



4 平成19年実施アンケートとの比較

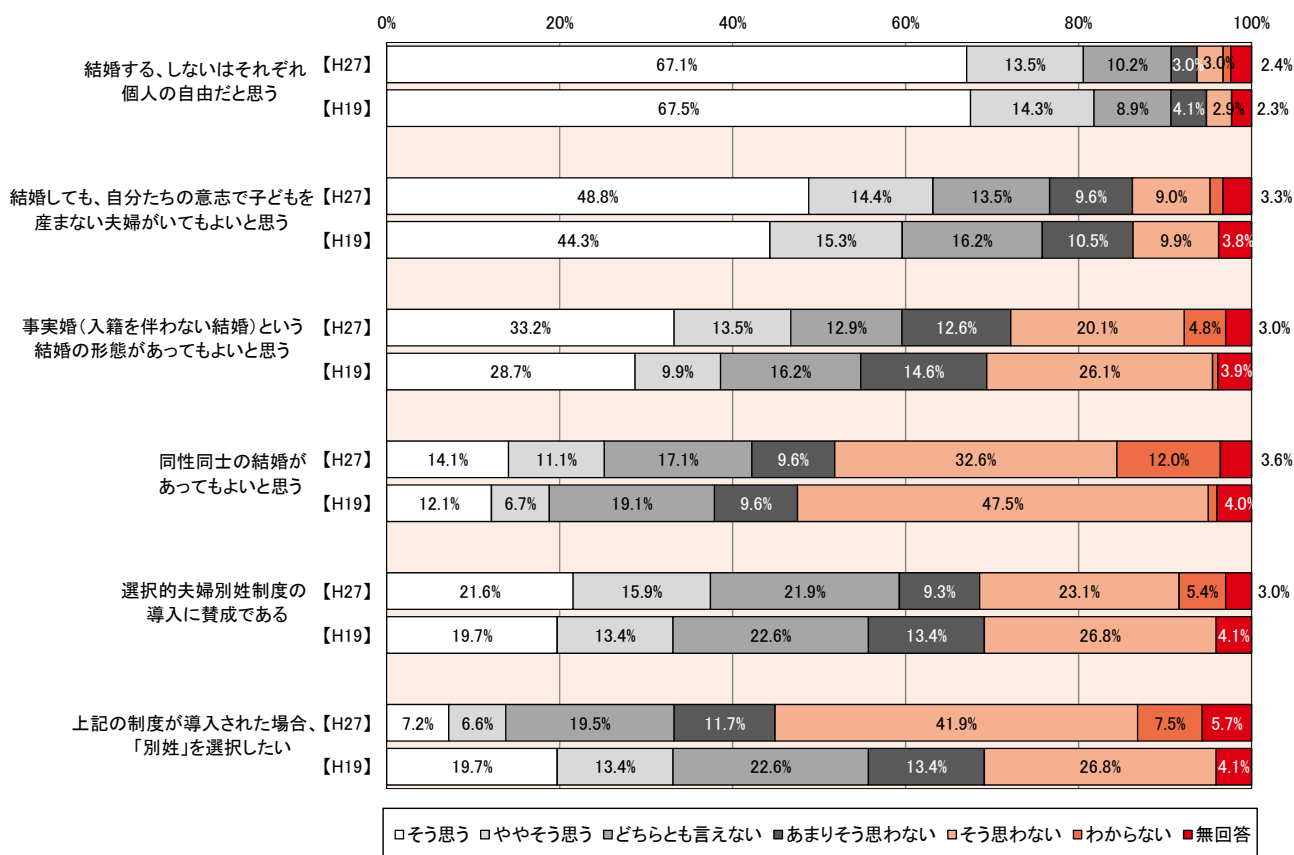
①結婚について

各項目で比較すると、「結婚しても、自分たちの意思で子どもを産まない夫婦がいてもよいと思う」、「事実婚があってもよいと思う」、「同性同士の結婚があってもよいと思う」、「選択的夫婦別姓制度の導入に賛成である」が平成19年に比べ「そう思う」、「ややそう思う」という回答が多くなっています。

また、「結婚する、しないはそれぞれ個人の自由だと思う」という回答はほぼ同率であり、「選択的夫婦別姓制度が導入された場合、別姓を選択したい」という回答は平成19年に比べ少なくなっています。

平成19年に比べ多くの項目で「そう思う」、「ややそう思う」という回答が増加しており、住民の結婚観が柔軟になってきたことがうかがえます。

結婚について（平成27年、平成19年）

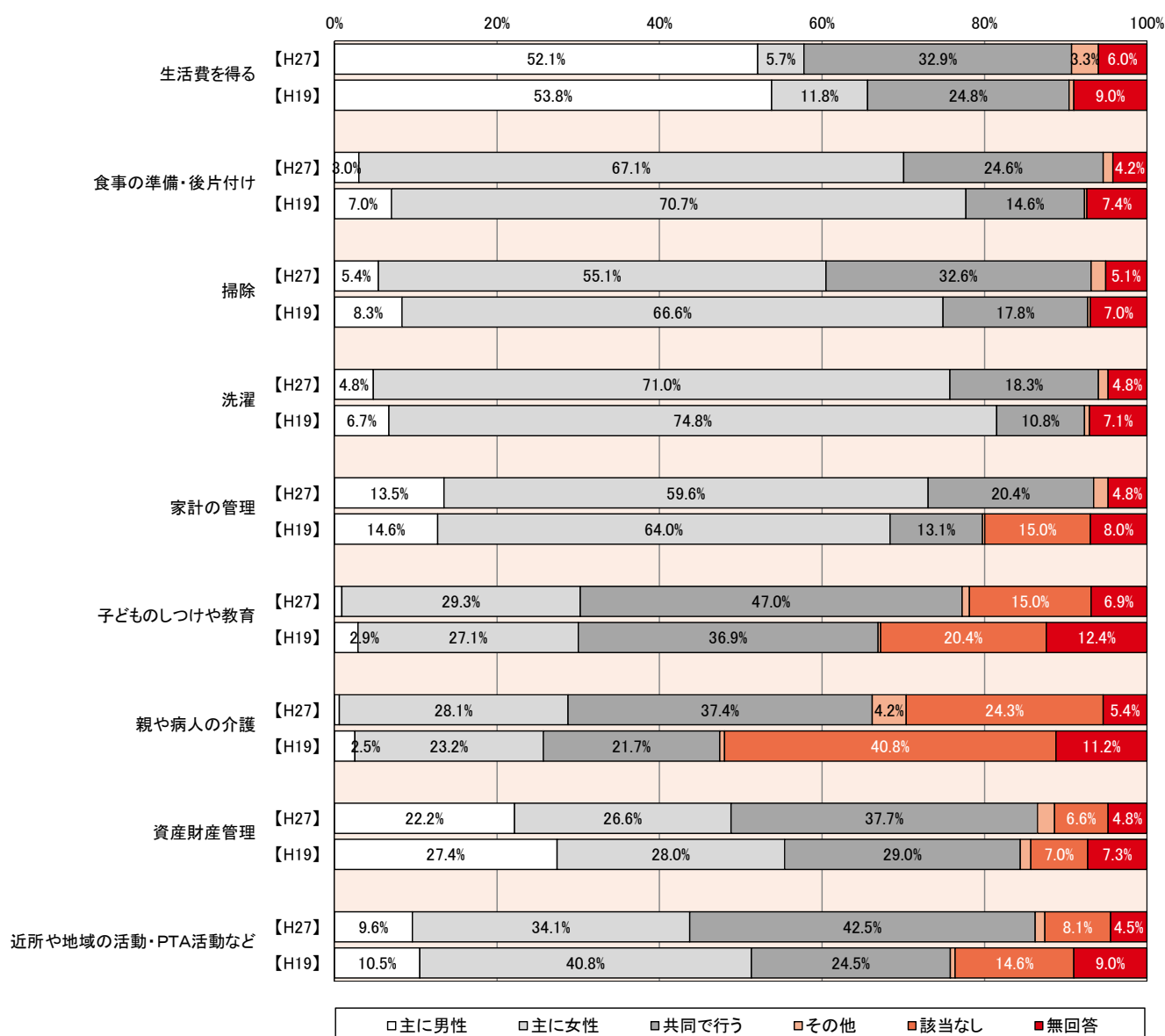


②家庭での役割について

全ての項目において「共同で行う」という回答が増加しており、家庭内での男女共同意識は向上しているものと考えられます。

しかしながら、「生活費を得る」、「資産財産管理」の項目については「主に男性」という回答が多く、「食事の準備・後片付け」、「掃除」等家事の項目については、「主に女性」という回答が依然として多くなっています。

家庭での役割について（平成27年、平成19年）

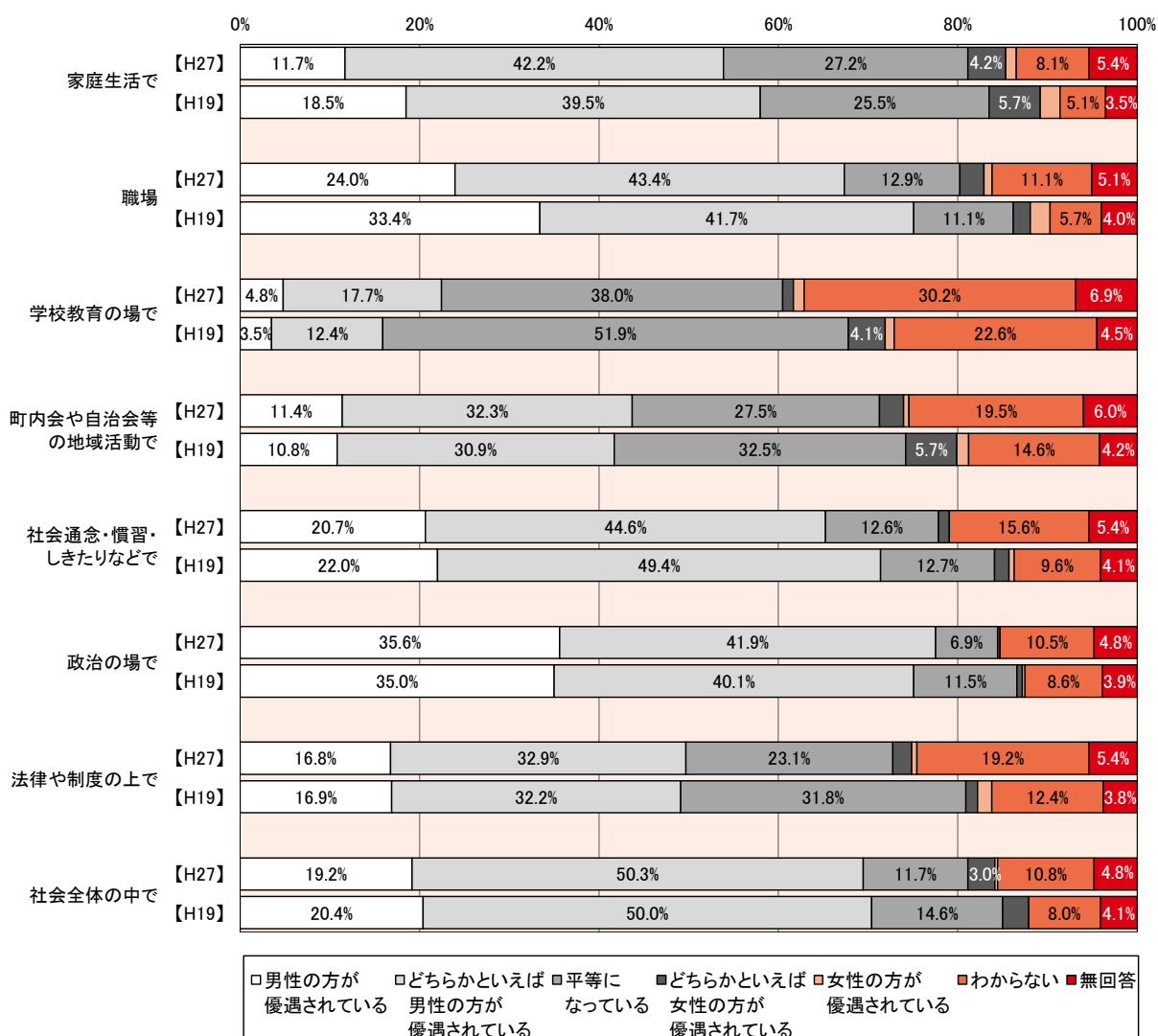


③労働や社会参画について

「平等になっている」という回答が多いのは、「学校教育の場で」となっていますが、平成19年に比べ平成27年では、13.9ポイント減少しています。これは、「わからない」という回答が増加したことによるものと考えられますが、全項目中最も「平等になっている」という回答が多くなっており、教育の場では、男女共同参画への意識が高まっている傾向があります。

また、「職場」、「社会通念・習慣・しきたり」、「政治の場」、「社会全体」では、依然として「平等になっている」という回答は少数となり、いずれも「男性の方が優遇されている」という回答が多く、これらの場での男女共同参画の取組が重要です。

労働や社会参画について（平成27年、平成19年）

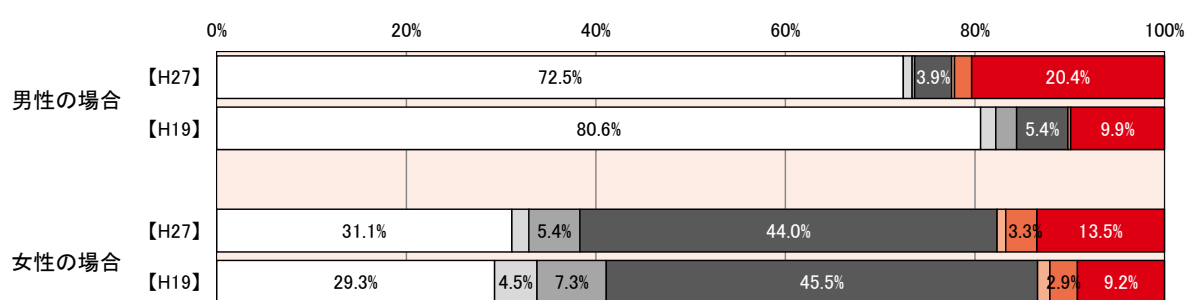


④男女が職業を持つことについて

男性では、「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい」という回答が減少しています。

女性では、「結婚するまでは職業を持つ方がよい」、「子どもができるまでは、職業を持つ方がよい」という回答が減少し、「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい」という回答がやや増加しており、女性が妊娠・出産しても働き続けられる社会の構築が重要となっています。

男女が職業を持つことについて（平成27年、平成19年）



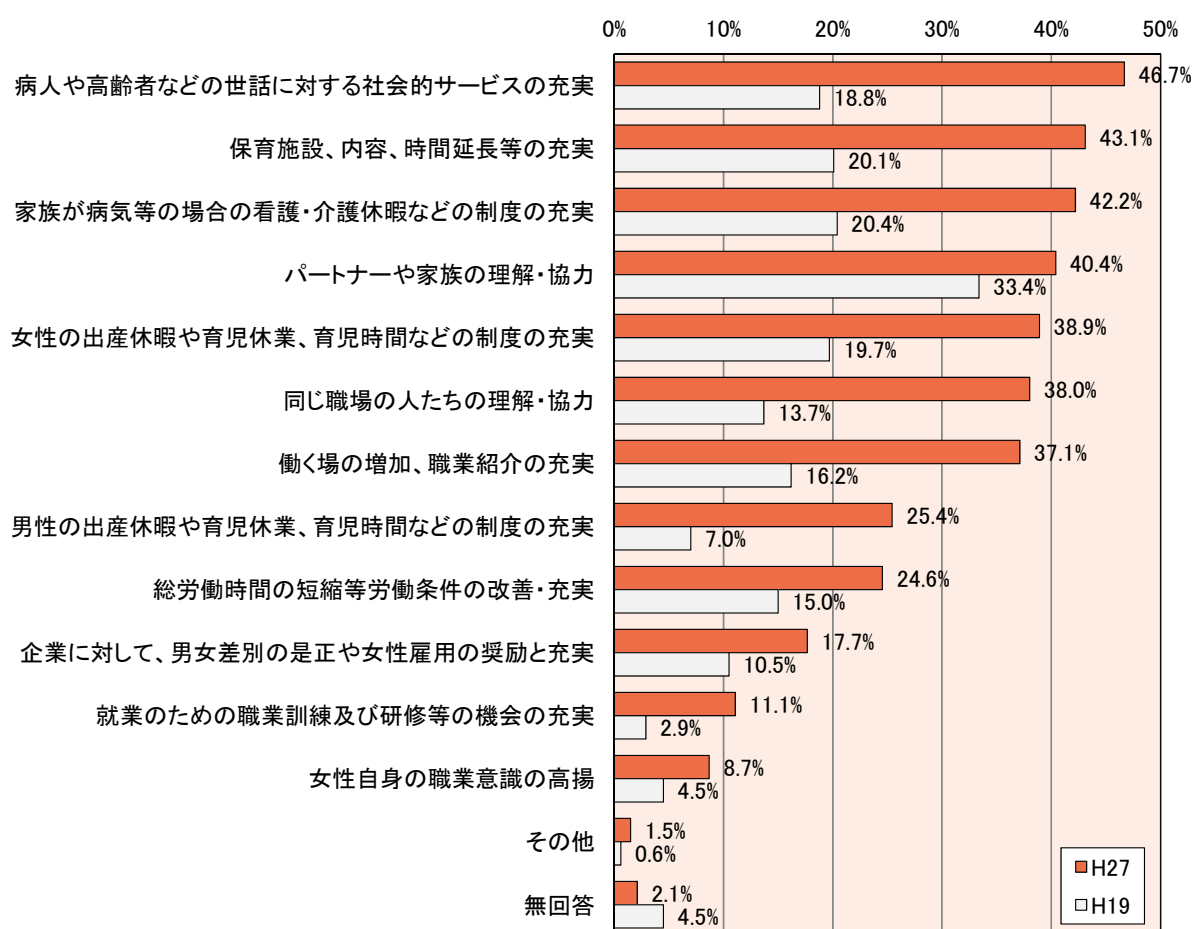
☐ 結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい
 ☐ 結婚するまでは職業を持つ方がよい
 ☐ 子どもができるまでは、職業を持つ方がよい
 ☐ 子どもができたら職業をやめ、手が離れたら再び持つ方がよい
 ☐ 結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方がよい
 ☐ その他
 ☐ 無回答

⑤男女がともに仕事も家庭も担っていくために必要なこと

平成19年と今回調査の差が最も大きいのは、「病人や高齢者などの世話に対する社会的サービスの充実」、「保育施設、内容、時間延長等の充実」、「家族が病気等の場合の看護・介護休暇などの制度の充実」、「同じ職場の人たちの理解・協力」となっており、前回よりも20ポイント以上の増加となっています。

特に、「同じ職場の人たちの理解・協力」以外の回答については、社会的制度についても要望が多くなっています。男女共同参画を進める上で、社会的制度の充実が不可欠となることから、関係各課と連携し、向上を図っていくことが、仕事と家庭の両立を充実させる要因になっていくものと考えられます。

男女がともに仕事も家庭も担っていくために必要なこと（平成27年、平成19年）



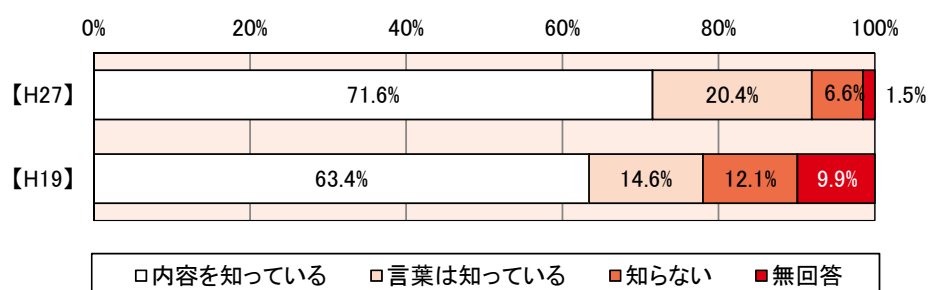
⑥DV（ドメスティック・バイオレンス）について

「内容を知っている」、「言葉は知っている」という回答がともに増加しており、着実にDVという言葉が普及していると言えます。特に、「内容を知っている」という回答は8.2ポイントの増加となっており、多くの方が知っていると回答しています。

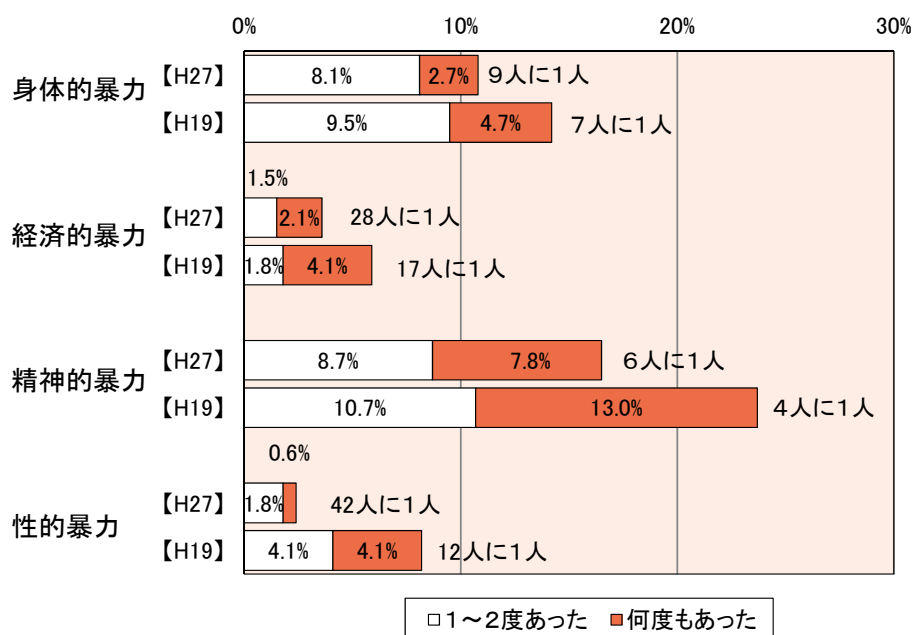
しかし、依然として「知らない」と回答した方がおり、これらの方に言葉や意味を普及・啓発していくことが重要だと考えられます。

また、平成19年に比べ、DV被害は減少していますが、精神的暴力については、6人に1人が被害を受けていることから、より一層のDV対策が求められます。

DVの認知度（平成27年、平成19年）



DVの被害について（平成27年、平成19年）



第3章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本理念

この計画は、町民一人ひとりが個性と能力を活かしながら、あらゆる分野に参画できる社会の実現に向けて、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するものです。

また、男女共同参画社会の理念は、国際社会においては「女子差別撤廃条約」の中で、国内では「男女共同参画社会基本法」で示されており、いずれも性別にかかわらず、個々の生き方や考え方、能力が尊重されることの必要性がうたわれています。

本計画も、その理念を引き継ぎ、男女共同参画社会の形成をめざすため、基本理念を前計画から踏襲し、以下に定めます。

【基本理念】

「誰もが、互いにその人権を尊重しあいながら、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できること」を理念とする男女共同参画社会の形成をめざします。

第2節 計画の目標

本計画は、男女共同参画社会の実現をめざして、4つの重点目標を設定します。

重点目標1 男女共同参画の意識の共有と男女の人権の尊重

男女共同参画社会を形成するには、より多くの人々がその意識を共有し、男女がお互いの人権を尊重することが必要です。講演会やセミナーなどで意識を啓発するほか、性別にかかわるあらゆる暴力の被害者に対する支援体制を充実させます。

重点目標2 性別にかかわらず個性と能力を活かした多様な生き方が尊重される環境づくり

男女共同参画の理念が実社会で具現化されるためには、固定的な性別役割分担意識を見直し、個性や能力を活かした生き方が尊重される環境が整っていることが大切です。ワーク・ライフ・バランスの推進や、育児・介護等への支援体制の整備など、誰もが性別によって差別されずに生き生き暮らせる環境づくりに取組みます。

重点目標3 あらゆる分野における男女共同参画の促進

男女共同参画社会形成への取組は、特定の分野に限定されず、あらゆる場面・分野と関連します。

町政や地域、また個々の職場や日常生活など、様々な環境や場面で男女共同参画の理念が反映されるよう、意識の啓発や情報発信を行っていきます。

重点目標4 町政における男女共同参画の推進と計画の進行管理

男女共同参画社会形成に向けて取組を進める際、町政が率先してロールモデルを示せるよう、積極的に男女共同参画を推進するための体制を整備し、本計画を推進していきます。

第3節 計画の体系

基本理念	重点目標	基本課題	施策
誰もが、互いにその人権を尊重しあいながら、性別にかかわらず、性別にかかわらず、理念とする男女共同参画社会の形成をめざします。	重点目標1 男女共同参画の意識の共有と男女の人権の尊重	基本課題1 男女共同参画に関する理解を深められる環境づくり	施策1：男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実
			施策2：あらゆる町の広報における男女共同参画の視点への配慮
			施策3：男女共同参画に関する情報の収集と共有
			施策4：男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し
		基本課題2 男女共同参画に関する学習機会の充実	施策1：家庭、地域、職場等における男女共同参画に関する学習機会の充実
			施策2：学校・保育所等における男女共同参画教育の充実
			施策3：理念を共有できる機会の提供
		基本課題3 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進	施策1：暴力を許さない社会づくり
			施策2：信頼できる相談体制の整備
			施策3：安心・安全な保護環境の整備
			施策4：自立支援の体制整備
			施策5：子どもに対する暴力の根絶
			施策6：セクシュアル・ハラスメント等防止対策の充実
	重点目標2 性別にかかわらず個性と能力を活かした多様な生き方が尊重される環境づくり	基本課題4 ワーク・ライフ・バランスの推進	施策1：仕事と生活の両立支援
			施策2：働き方の見直し支援
			施策3：職場におけるワーク・ライフ・バランスに焦点化した啓発機会の充実
			施策4：家庭における男女共同参画の推進
			施策5：男性にとっての男女共同参画の推進
		基本課題5 育児、介護等に対する支援体制の整備	施策1：男女共同参画の視点に立った子育て支援の充実
			施策2：男女共同参画の視点に立った介護支援の充実
			施策3：男性対象の啓発・学習機会の充実
		基本課題6 女性のエンパワメントの促進	施策1：人材育成
			施策2：女性のチャレンジ支援の促進

基本理念	重点目標	基本課題	施策
誰もが、互いにその人権を尊重しあいながら、性別にかかわらず、理念とする個性と能力を共同参画社会の形成をめざします。	重点目標3 あらゆる分野における男女共同参画の促進	基本課題7 団体、地域組織等における男女共同参画の促進	施策1：男女共同参画に関する町民活動の支援 施策2：団体、地域組織等の活動における男女共同参画視点への配慮
		基本課題8 就労の場における男女共同参画の促進	施策1：雇用、就労等における差別の是正
			施策2：各種法律・制度の浸透と運用の支援
			施策3：就労支援体制の充実
			施策4：自営業者の労働条件の改善
			施策5：関係機関との連携
		基本課題9 多文化共生の視野に立った男女共同参画の推進	施策1：国際理解を深める学習の推進
			施策2：多文化共生の推進
			施策3：外国籍住民との男女共同参画に係る情報の共有
		基本課題10 新たな分野における男女共同参画の推進	施策1：防災の現場における男女共同参画
			施策2：メディアにおける男女の人権の尊重
			施策3：メディア・リテラシーの向上
		基本課題11 男女の生涯にわたる健康づくりの推進	施策1：性差を踏まえた総合的な健康づくり
			施策2：性の尊重についての意識啓発
			施策3：母性保護と母子保健の充実
	重点目標4 町政における男女共同参画の推進と計画の進行管理	基本課題12 各種委員・行政組織における男女共同参画の推進	施策1：行政委員、審議会等各種委員への女性の参画推進
			施策2：役場の人事における女性の積極的登用
			施策3：役場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止
			施策4：役場におけるワーク・ライフ・バランスの促進
			施策5：職員に対する意識共有機会の提供
		基本課題13 男女共同参画推進体制の充実	施策1：男女共同参画推進計画の進行管理体制の充実と計画の見直し
			施策2：町民意見の男女共同参画施策への反映
			施策3：大泉町男女共同参画推進会議の開催

第4章 基本課題と施策の展開

第1節 男女共同参画の意識の共有と男女の人権の尊重

1 男女共同参画に関する理解を深められる環境づくり

社会の制度や慣行には、性別による区別が明示されていなくても、実質的に男性が優遇されていたり、女性の参画が阻まれていたりするものがあります。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、女性の経済的自立や社会への参画を妨げてきました。男女共同参画社会は、女性のための取組だけでなく、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きていける、男性にとっても暮らしやすい社会であると言われています。こうした認識を男性にも広めていくことが求められます。

また、学校や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント等も社会問題となっています。セクシュアル・ハラスメント等について、各企業や学校等での相談体制を強化するとともに、周知・啓発を行うことが必要です。



施策

- 施策1：男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実
- 施策2：あらゆる町の広報における男女共同参画の視点への配慮
- 施策3：男女共同参画に関する情報の収集と共有
- 施策4：男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・一人ひとりが男女共同参画の視点について理解を深めるため、男女共同参画に関する情報を積極的に取り入れましょう。
- ・事業者は、セクシュアル・ハラスメント等について正しく理解し、セクシュアル・ハラスメント等のない職場環境づくりに努めましょう。

施策1 男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	男女共同参画講演会	男女共同参画についての周知と理解を深めるため、講演会を開催します。	国際協働課
2	男女共同参画週間にあわせた広報による啓発活動	毎年6月23日から29日の男女共同参画週間にあわせ、広報紙・ホームページで男女共同参画に関する啓発活動を実施します。	国際協働課
3	発行物を活用した男女共同参画情報の発信	広報紙・公民館広報紙「和」を活用し、男女共同参画に係るイベント情報などを発信します。	国際協働課 生涯学習課

施策2 あらゆる町の広報における男女共同参画の視点への配慮

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	広報における男女共同参画ガイドラインの活用	広報紙等において、男女共同参画の推進に配慮すべき点をまとめたガイドラインを町職員全体に周知し、活用を促進します。	国際協働課
2	広報作成における配慮	ガイドラインに基づいた原稿の提出やホームページの作成を職員に働きかけます。また、ガイドラインに基づいた広報紙等を作成します。	広報情報課

施策3 男女共同参画に関する情報の収集と共有

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	資料の収集と情報提供	男女共同参画に関する資料を収集し、情報提供を行います。	国際協働課
2	男女共同参画に関する資料の収集と提供	図書館蔵書資料に男女共同参画に関する図書資料を収集します。	生涯学習課

施策4 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	児童館厚生員・子育て支援者の研修への参加	児童健全育成推進財団等主催の厚生員研修に参加し、専門的知識を深めます。	子育て支援課
2	教職員研修	全体研修会や学校内における研修会に、男女共同参画の内容を取り入れます。	学校教育課

2 男女共同参画に関する学習機会の充実

最も身近な家庭等で男女共同参画を推進することが、男女共同参画が社会全体に広がる第一歩となります。学校や家庭、地域においてお互いを思いやることのできる心を育み、支え合うことが男女共同参画社会の実現には不可欠です。

また、次世代を担う子どもたちに、学び、遊び、育つ様々な環境の中で男女共同参画の意識が根づくことは、男女共同参画社会を実現するための礎となり、子どもと関わる大人が、男女共同参画意識を十分に持つことが重要です。

そのため、男女共同参画の意識を高め、その意義を正しく理解するために、幅広い層に向けた学習の機会や、男女共同参画に関する教育・学習機会を提供します。



施策

施策1：家庭、地域、職場等における男女共同参画に関する学習機会の充実

施策2：学校・保育所等における男女共同参画教育の充実

施策3：理念を共有できる機会の提供



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・一人ひとりが、家庭や地域、職場等における男女共同参画に関する学習会等に積極的に参加し、男女共同参画について正しく理解しましょう。
- ・事業所内での学習や研修会への派遣など、男女共同参画に関する理解を広める活動を行いましょう。
- ・保護者や学校・保育所等の教育関係者は、あらゆる機会を通じて男女共同参画が推進されるよう相互の連携を深めましょう。

施策1 家庭、地域、職場等における男女共同参画に関する学習機会の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	保護者への子育てに関する講演会の開催	児童館4館合同講演会を開催し、保護者向けに男女共同参画に係る子育ての講演を行います。	子育て支援課
2	母子保健講演会	妊娠・出産・育児に関する学習の機会を提供します。	健康づくり課
3	職場における男女共同参画に関する講演会等の広報による情報の提供	職場における男女共同参画に関する講演会等の情報を、広報紙やパンフレット・ポスター等でお知らせします。	商工振興課
4	各種講座における男女共同参画に係る内容の導入	男女共同参画に関する内容の事業を開催し、理解・認識を深めます。	生涯学習課

施策2 学校・保育所等における男女共同参画教育の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	保育士・保護者・子育て支援者等への研修	男女共同参画に関するセミナーを開催し、参加者の理解・認識をさらに深めます。	子育て支援課
2	小・中学校の教育活動の中で男女共同参画の視点での教育の推進	各教科、道徳、特別活動等すべての教育活動をととして男女共同参画の教育を推進します。	学校教育課

施策3 理念を共有できる機会の提供

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	男女共同参画セミナー	男女共同参画に関するセミナーを開催し、参加者の理解・認識をさらに深めます。	国際協働課

3 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進

一人ひとりの人権が尊重され、心身ともに健康であることは、男女共同参画社会の基本となるものであり、その実現のためには、男女ともに人権が尊重されることが不可欠です。近年、デートDV（ドメスティック・バイオレンス）を含むDV、ストーカー行為、性犯罪などの被害が社会問題となっており、被害の防止が求められています。これらは、重大な人権侵害であり、男女を問わず決して許されるものではありません。

そのため、DVに対する問題意識を高めるための啓発や相談窓口の周知など、防止対策や予防教育に取り組めます。

また、子どもへの虐待や性犯罪等も問題化してきていることから、全町をあげて子どもの虐待防止に取り組むとともに、子どもからのサインを見逃さないよう関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。

なお、本節を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく基本計画（DV防止に関する計画）として位置づけ、暴力防止のための啓発や被害者に対する相談など支援の充実に取り組めます。



施策

- 施策1：暴力を許さない社会づくり
- 施策2：信頼できる相談体制の整備
- 施策3：安心・安全な保護環境の整備
- 施策4：自立支援の体制整備
- 施策5：子どもに対する暴力の根絶
- 施策6：セクシュアル・ハラスメント等防止対策の充実



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- DV等あらゆる暴力は人権を侵害する行為であることを認識し、その根絶に努めるとともに、被害にあったら（または被害にあう前に）一人で悩まず、早めに相談しましょう。
- DV等あらゆる暴力に関する講演会や講座などへは積極的に参加し、学んだ成果を家庭や地域、職場で活かしましょう。
- 児童虐待の早期発見や性暴力被害を防ぐため、地域で見守り活動を行い、犯罪が起きにくい環境づくりに努めましょう。

施策1 暴力を許さない社会づくり

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	DV等あらゆる暴力の防止に関する啓発活動	DV等あらゆる暴力の防止に関するリーフレット等を公共施設に配置し、啓発活動を実施します。	国際協働課
2	広報等を活用した情報の提供（女性に対する暴力をなくす運動）	広報等を活用した情報の提供（女性に対する暴力をなくす運動：毎年11月12日から25日）を行い、女性の人権尊重のための意識啓発を行います。	国際協働課

施策2 信頼できる相談体制の整備

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	相談窓口の周知	DVに関する県の相談窓口機関の広報物や大泉町配偶者暴力相談支援センター電話相談カードの配布等により、相談窓口の周知を行います。	国際協働課
2	配偶者暴力相談支援センターの充実	相談員の資質の向上に努め、相談体制の充実を図ります。	国際協働課
3	DV被害者に対する相談	DV被害者の相談を受け、対処法の教示や専門の相談・救済機関の紹介を行います。	国際協働課 住民課
4	セクシュアル・ハラスメントに対する相談	セクシュアル・ハラスメント被害者の相談を受け、対処法の教示や専門の相談・救済機関の紹介を行います。	住民課
5	他機関と連携した相談員の研修	相談員の資質向上のための各種研修を行います。	住民課
6	地域ケア会議の開催	地域包括支援センター・保健・介護保険・医療関係の職員が処遇困難な事例を解決するために会議を定期的に行い、事例を検討します。	国保介護課

施策3 安心・安全な保護環境の整備

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	関連機関や団体との連携	医療機関・警察・女性相談所・児童相談所・保健福祉事務所・社会福祉協議会等の各関係機関や民生委員児童委員協議会等の関係団体と連携をとり、相談者または事例に対し、適切な対応ができるような体制の強化を図ります。	国際協働課 福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 国保介護課 健康づくり課 住民課 学校教育課

施策4 自立支援の体制整備

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	DV連絡会議の開催	配偶者暴力相談支援センターの被害者支援の重要性を関係する課へ周知し、被害者情報を共有するとともに、必要な支援の提供を行います。	国際協働課

施策5 子どもに対する暴力の根絶

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	虐待等の相談	子どもの虐待等に関する相談体制を充実させるとともに、気軽に相談できる環境づくりに努めます。	子育て支援課
2	関連機関との連携	医療機関・警察・女性相談所・児童相談所・保健福祉事務所等、各関係機関で連携をとり、相談者または事例に対し、適切な対応ができるような体制づくりを図ります。	子育て支援課
3	大泉町要保護児童対策地域協議会の開催	要保護児童等についての情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進や、要保護児童等に対する支援について協議します。	子育て支援課
4	児童生徒への虐待の相談体制の周知	児童生徒への虐待の相談体制を教職員や保護者、地域に周知し、子育て支援課や児童相談所、警察、医療機関、保健福祉事務所等の関係機関と連携し、適切な対応ができるような体制づくりを図ります。	学校教育課

施策6 **セクシュアル・ハラスメント等防止対策の充実**

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	職場におけるセクシュアル・ハラスメント等についての学習機会・情報の提供	職場のセクシュアル・ハラスメント等についての学習機会・情報の提供を行います。	国際協働課
2	セクシュアル・ハラスメント等に関する相談・解決に関する情報の提供	セクシュアル・ハラスメント等に関する相談・解決に関する情報の提供を行います。	国際協働課
3	学校におけるセクシュアル・ハラスメント等の相談体制の周知	セクシュアル・ハラスメント等の相談体制を教職員・保護者等に周知します。	学校教育課

第2節 性別にかかわらず個性と能力を活かした多様な生き方が 尊重される環境づくり

4 ワーク・ライフ・バランスの推進

個人のライフスタイルは、複雑化した社会とともに多様化しており、男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには、仕事と家庭・地域活動等の両立支援が欠かせません。

そのためには、男性が地域・家庭生活を充実でき、女性が仕事で能力を発揮できるようになるための方策が必要となります。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の重要性についても理解を促進する必要があります。

仕事と家庭を両立することができ、個人のライフスタイルに応じた自由な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。あらゆる職場において、男女の雇用の均等な機会と待遇の確保が図られるとともに、個人の意欲や生活の優先度に応じて働くことができる環境づくりを進めることが重要です。

このことから、性別にとらわれることなく、職場での働き方や家庭・地域活動での役割分担を選択できるような環境の整備が求められています。



施策

- 施策1：仕事と生活の両立支援
- 施策2：働き方の見直し支援
- 施策3：職場におけるワーク・ライフ・バランスに焦点化した啓発機会の充実
- 施策4：家庭における男女共同参画の推進
- 施策5：男性にとっての男女共同参画の推進



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・ワーク・ライフ・バランスについて理解し、積極的な取組を推進しましょう。
- ・事業者は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた研修等を行いましょう。

施策1 仕事と生活の両立支援

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	保育の充実	保育を充実させることにより、子育てと仕事の両立の支援をします。	子育て支援課
2	介護保険制度等の周知	高齢者の介護の問題で、介護者の生活や仕事に大きな支障が出ないように、介護保険制度の周知を行い、制度の活用により、仕事と生活の両立を支援します。	国保介護課
3	企業へのワーク・ライフ・バランスの情報提供と周知	企業へワーク・ライフ・バランスの必要性や内容について、パンフレットを提供し、情報の周知を行います。	商工振興課
4	育児・介護等に関する意識啓発や制度の周知	各種講座において、育児・介護等に係る講座を開催し、意識啓発を図るとともに、制度の周知に努めます。	福祉課 子育て支援課 国保介護課 生涯学習課

施策2 働き方の見直し支援

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	余暇充実事業への支援	団体が実施する余暇を充実させるための事業を支援し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	商工振興課

施策3 職場におけるワーク・ライフ・バランスに焦点化した啓発機会の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	企業への情報提供と周知	企業へ男女共同参画に関するパンフレット・ポスター等を提供し、情報の周知を行います。	商工振興課

施策4 家庭における男女共同参画の推進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	家庭における男女共同参画の推進	男女共同参画についての理解を深めるために、家事、育児、介護など家庭参画に関する学習機会を提供し、家庭における男女共同参画を推進します。	国際協働課

施策5 男性にとっての男女共同参画の推進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	男性向け男女共同参画セミナーの開催	男性にとっての男女共同参画についての理解を深めるために、男性向け男女共同参画セミナーを開催します。	国際協働課 生涯学習課
2	ワークショップ「お父さんと遊ぼう！！」の開催	父親参観を実施し、親子での物作りや遊びをとおり、父親の子育て参加意識を啓発します。	子育て支援課
3	父親対象の子育て講座の開催	各種講座において、父親対象の子育てに係る講座を開催します。	生涯学習課

5 育児、介護等に対する支援体制の整備

核家族化の進行や共働き世帯増加などにより、保育サービスの需要が増加するとともに、育児などに対する情報提供や相談体制の充実など、総合的な子育て支援の必要性が増しているため、多様な就労形態に対応した保育サービスの充実を図ります。

さらに、子育て家庭や子どもを地域全体で支える地域ぐるみの子育て支援を充実していくことが求められていることから、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づく各種サービス等の充実を図ります。

また、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化により介護問題は家族で解決することが難しくなっています。社会的解決を図るため介護保険制度が導入され、主に女性が担っていた在宅介護の負担は軽減されてきましたが、アンケートによると、高齢者の介護については、「女性も男性も、ともにするのがよい」という回答が6割以上と最も多くなっており、「女性が中心で男性も手助け」という回答は未だ3割あります。

介護が必要になっても安心して生活できるよう、「大泉町高齢者保健福祉計画」による介護サービス等の充実を図ります。



施策

- 施策1：男女共同参画の視点に立った子育て支援の充実
- 施策2：男女共同参画の視点に立った介護支援の充実
- 施策3：男性対象の啓発・学習機会の充実



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・家庭の中では、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに協力しあい、安心して子育てや介護ができるよう、子育て、介護に関する知識・制度についての情報を収集し、活用しましょう。
- ・子育てについては、地域全体で取組むという意識をもち、協力しあいましょう。
- ・事業者は、育児・介護等のための休暇が、性別にとらわれず取りやすい職場づくりに努めましょう。

施策 1 男女共同参画の視点に立った子育て支援の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	一時保育	保育園入所対象にならない就学前の児童を、保護者の仕事の都合や通院等のため、急に保育ができなくなったときに一時預かります。	子育て支援課
2	病児・病後児保育の支援	保育中や保護者の病気、その他急用の時に具合が悪くなった児童等の保育を実施します。	子育て支援課
3	無業母親対象の支援（育児孤立）	育児に悩みや不安を抱いている母親への相談や情報の提供をします。（地域子育て支援センター）	子育て支援課
4	学童保育	児童館にて保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の健全な育成のために、適切な遊び及び生活の場を提供します。	子育て支援課
5	「親子教室」「赤ちゃん広場」の開催	0歳から2歳の親子が参加し、遊び、製作等を提供する中で父親のかかわり等を含め子育て支援をします。	子育て支援課
6	育児相談	来所、電話による育児等に関する相談を行い、育児不安の解消や適切な母子保健情報の提供をします。	健康づくり課
7	すこやか広場	妊婦、乳幼児の希望者に対して育児相談事業を行います。	健康づくり課
8	育児休業・介護休暇等取得への意識啓発	育児休業・介護休暇等の情報をパンフレット・ポスター等で周知をし、また、取得へ向けての意識を啓発します。	国際協働課 商工振興課

施策2 男女共同参画の視点に立った介護支援の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	障害者の自立支援に関する制度の周知	障害者も介護者も個性と能力を発揮できる環境づくりのために、障害者の自立支援に関する制度の周知に努めます。	福祉課
2	介護予防サポーターの養成	地域の高齢者の健康づくりや介護予防の取組をするボランティアを養成し、男女の区別なく、家族全員で介護予防の取組や実際の介護にあたるよう、地域での介護支援活動を促進します。	国保介護課

施策3 男性対象の啓発・学習機会の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	保護者会等への父親の積極的参加の促進	保護者会・夏祭り・運動会・親子バス遠足への父親の積極的な参加を促します。	子育て支援課
2	学童保育保護者会等への父親の積極的参加の促進	学童保護者が関わる児童館行事等に、父親の積極的な参加を促します。	子育て支援課
3	両親学級	妊娠・出産・育児に関する保健指導を行い、母性の健康保持・増進を図ります。	健康づくり課

6 女性のエンパワーメントの促進

アンケートにおける女性と職業においても、「子どもができたなら職業をやめ、手が離れたら再び持つ方がよい」という回答が最も多く、「結婚や出産、育児にかかわらず職業を持ち続けたほうがよい」という回答が続いていることから、女性が職業を続けたいという意識が高いことがうかがえます。しかし、育児等により離職する女性が少なくない状況においては、育児等で離職しなくてもよい環境をつくり出すとともに、育児を終えて再び就職しようとする方や離職者・転職者が再チャレンジできるよう支援していく必要があります。

また、女性が社会のあらゆる分野における活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等に男女が平等に参画できる機会が確保されるとともに、女性自身がエンパワーメントする（力をつける）必要があります。

公的・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するために、各種活動分野において人材を発掘・育成し、指導的立場にある女性を増やしていくことが必要です。併せて、起業家、技術者等、従来女性が少なかった分野に新たにチャレンジする人を支援する取組が必要です。

なお、本項と第4節の「12 各種委員・行政組織における男女共同参画の推進」を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「推進計画」として位置づけ、社会における女性の活躍を支援します。



施策

施策1：人材育成

施策2：女性のチャレンジ支援の促進



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・知識や理解を深める講演会や講座へ積極的に参加しましょう。
- ・女性は、自立意識を向上させ、エンパワーメントに努めるとともに、様々な分野へ積極的にチャレンジしましょう。
- ・事業者や団体等は、女性の登用を支援し、意欲・能力を活用しましょう。
- ・事業者は、女性労働者等の職業能力向上のために必要な情報提供、相談、研修を受けられる機会の充実を図りましょう。

施策1 人材育成

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	職員の能力開発	男女ともに職員の人材育成を効果的に取組むため、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所等への積極的な参加を促します。	総務課
2	関連団体に対する支援と情報提供	自主的に活動している男女共同参画推進団体等に対する活動支援をするとともに女性の人材育成のための情報の収集・提供を行います。	国際協働課

施策2 女性のチャレンジ支援の促進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	働く女性へのキャリアアップ支援	女性の雇用関係を改善するための支援を行います。	商工振興課
2	女性の再就職等の情報提供	子育て等で離職した人の再就職について、就労支援窓口の情報提供を行います。	商工振興課

第3節 あらゆる分野における男女共同参画の促進

7 団体、地域組織等における男女共同参画の促進

男女が、家庭や地域における責任を果たしながらともにその個性と能力を発揮し、ともに支えあい、協力しあうことは自立と生きがいをもった生涯を送ることにつながります。

さらに、一人ひとりが暮らしやすく活力ある地域づくりのため、地域における男女共同参画をより一層進める必要があります。また、少子高齢社会、核家族・共働き家庭などを支える上でも、地域コミュニティやボランティア活動、NPOなどの果たす役割が重要であり、女性、男性双方の力が必要不可欠となっています。男性にとっても、家庭、職場、地域のバランスがとれた生活は、仕事を中心とした生活よりもさらに心豊かなものになると考えられます。そして、定年退職後も生きがいを持って有意義な生活を送るためには、家庭や地域での生活が重要な要素となります。



施策

施策1：男女共同参画に関する町民活動の支援

施策2：団体、地域組織等の活動における男女共同参画視点への配慮



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・性別にとらわれることなく、地域団体等の役員を選びましょう。
- ・地域や家庭で、自分の意見を出せる場に主体的に参加し、よりよい地域づくりや職場づくりに取り組みましょう。

施策1 男女共同参画に関する町民活動の支援

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	自主活動サークルへの支援	男女共同参画社会をめざしている自主活動サークルとの共催による講座を開催します。	国際協働課

施策2 団体、地域組織等の活動における男女共同参画視点への配慮

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	各種団体、地域組織等の活動における男女共同参画への働きかけ	各種団体、地域組織等において、また、その活動の中で、男女共同参画が促進されるよう働きかけます。	総務課 安全安心課 国際協働課 福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 国保介護課 健康づくり課 住民課 商工振興課 農政課 生涯学習課 スポーツ文化振興課

8 就労の場における男女共同参画の促進

持続可能な社会経済を構築するためには、男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりが必要です。女性を取り巻く就労環境については、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の改正、子育て環境の充実等により、子育て期等の就労率の減少がゆるやかになってきたほか、企業における女性管理職の割合が徐々に増えるなど一定の改善は図られています。

アンケートでは、職場における男女平等については、「平等になっている」という回答は前回調査よりわずかですが増加しています。しかし、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という回答が約7割となっており、職場における男女間の格差は依然として残っているようです。

企業や事業所においては、男女間の格差をなくし、働きたい女性が働き続けられるようにするための支援や、男性も含めた働き方の見直しの理解や積極的な取組が不可欠です。そのためには企業や事業所に対し男女共同参画に関する啓発、支援を効果的に推進していくことが重要です。

また、農林業・商工業の中には、家族経営的な事業所もあり、それらの事業所では生活の場と生産の場が一体となる場合が多く、女性は仕事をしながら家事・育児・介護等を担っている状況があります。女性が能力を十分発揮し、正當に評価され、経営活動や地域活動に参画できる環境づくりが求められています。

さらに、町は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」について事業者にも周知を行います。



施策

- 施策1：雇用、就労等における差別の是正
- 施策2：各種法律・制度の浸透と運用の支援
- 施策3：就労支援体制の充実
- 施策4：自営業者の労働条件の改善
- 施策5：関係機関との連携



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・女性は、様々な分野に積極的に参画しましょう。
- ・働く者の個性や能力に応じた人材育成や人材登用に配慮しましょう。
- ・休暇取得や短時間勤務制度が利用しやすい職場環境づくりを推進しましょう。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく事業主行動計画の策定及び実施に努めましょう。

施策1 雇用、就労等における差別の是正

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	労働相談	性別による差別的取扱いなど、男女平等社会の形成を妨げる行為などについての労働相談を受け付けます。	商工振興課
2	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に対する相談事業	職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に対する相談を受け付けます。	商工振興課

施策2 各種法律・制度の浸透と運用の支援

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	関係法律制度の情報提供と周知	男女共同参画について、パンフレット・ポスター等を利用し、関係法律制度の情報提供・周知を行います。	商工振興課

施策3 就労支援体制の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	一時保育（再掲）	保育園入所対象とならない就学前の児童で保護者が求職活動をするため保育ができないとき、一時預かります。	子育て支援課
2	雇用相談	男女雇用機会均等法及び育児休業・介護休暇等に関することなどの、雇用における男女平等に関するについて相談を受け付けます。	商工振興課

施策4 自営業者の労働条件の改善

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	自営業者への情報提供と周知	自営業者へ採用や労働条件について、男女共同参画に係る情報の提供・周知を行います。	商工振興課

施策5 関係機関との連携

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	関係機関（労働基準監督署、ハローワーク）との連携	関係機関（労働基準監督署、ハローワーク）との連携をし、男女共同参画についての制度・関係法令等の情報収集をします。	商工振興課

9 多文化共生の視野に立った男女共同参画の推進

国内外の男女共同参画に関する動向や女性問題など国際的な取組について理解を深め共生していくことが男女共同参画を推進する上で重要となります。

そのため、国際理解を深めるための学習機会の充実や交流を促進し、国際理解を深めるとともに、多文化共生的視野を広げる必要があります。

また、本町に住む外国人数は、現在6,413人（平成27年4月1日現在）と町の人口の15.7%を占めており、地域や職場において安心して日常生活を送れるよう、情報の提供や相談体制を充実することが求められています。



施策

- 施策1：国際理解を深める学習の推進
- 施策2：多文化共生の推進
- 施策3：外国籍住民との男女共同参画に係る情報の共有



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・外国籍の方が地域社会へ参加できる地域づくりに努めましょう。
- ・自分にできることから国際交流を実践し、多文化共生についての理解を深めましょう。
- ・事業者は、外国籍労働者に対する情報提供等の充実に努めましょう。

施策 1 国際理解を深める学習の推進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	国際理解教育の推進	英語教育や総合的な学習の時間を中心に国際理解教育を推進するとともに、日本語学級において外国人子女への日本語指導や適応指導の充実を図ります。	学校教育課

施策 2 多文化共生の推進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	文化の通訳講座の開催	外国籍住民に日本の文化を理解してもらうための機会を提供します。	国際協働課
2	国際交流協会の支援	住民の国際理解を深めるために、多文化共生を推進する国際交流協会の活動を支援します。	国際協働課

施策 3 外国籍住民との男女共同参画に係る情報の共有

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	ポルトガル語広報紙「ガラッパ」発行	ポルトガル語版広報紙の「ガラッパ」に男女共同参画の情報を掲載し、外国籍住民の意識を啓発します。	国際協働課
2	外国籍住民への男女共同参画に関する情報等の提供	外国籍住民に対して、必要に応じ翻訳した情報を提供します。	国際協働課 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課

10 新たな分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の取組については、これまで様々な取組がなされてきました。また、最近では、高度情報通信社会が進展する中で、メディアによる情報が人々に大きな影響を与えています。

メディアを通じて人権に対する意識や男女共同参画の重要性が広く周知される可能性がある一方で、固定的な性別役割分担を前提とした表現、あるいは女性の身体的・性的側面だけを強調したり、暴力を助長するような表現、インターネットによる犯罪などがメディアによってもたらされる状況も見受けられます。

このような環境の中で、メディアから発信される情報が社会に与える影響は更に拡大するものと予想されます。各人が情報を選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー）を向上するための学習機会を提供することも必要です。

また、近年の大災害発生時には、隣近所などの共助の大切さが改めて認識されはじめました。そして、災害復旧や避難所運営には、女性の視点と行動力が欠かせなくなっています。

そこで、災害に対しては、日頃からの協力体制を構築し、男女のニーズの違いを考慮した防災対策を推進することが必要となっています。

なお、国においても、災害対策基本法が改正され、災害対策に多様な主体の参画を推進する規定が盛り込まれています。



施策

- 施策1：防災の現場における男女共同参画
- 施策2：メディアにおける男女の人権の尊重
- 施策3：メディア・リテラシーの向上



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・地区防災会等の運営に関し、女性の意見等を積極的にとり入れましょう。
- ・正しい情報を入手し、メディア・リテラシーを身に付けていきましょう。
- ・事業者は、女性の防災組織への参画やメディア・リテラシーの啓発を積極的に行いましょう。

施策1 防災の現場における男女共同参画

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	地区の防災組織への男女共同参画の啓発	地区の防災組織の活動における男女共同参画を啓発します。	安全安心課

施策2 メディアにおける男女の人権の尊重

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	SNS等を活用した男女共同参画情報の発信	ツイッター・フェイスブック等を活用し、男女共同参画に係るイベント情報などを発信します。	広報情報課

施策3 メディア・リテラシーの向上

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	メディア・リテラシーの教育の推進	インターネットを安全・安心に使うために「おぜのかみさま」県民運動*等を推進し、青少年等のメディア・リテラシーの向上を図ります。	生涯学習課

※「おぜのかみさま」県民運動：青少年が安全・安心にインターネットを利用するための運動

11 男女の生涯にわたる健康づくりの推進

男女が、生涯にわたり健康で生き生きと自らの個性や能力を発揮するためには、健康づくりの意識の向上を図るとともに、各種健康診査等で疾病の早期発見や生活習慣病予防に努めることなどがが必要です。また、女性も男性も互いの身体的特徴を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会に向けて前提となるものです。

そのためには、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、生涯を通じて健康に暮らすことができるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。特に女性は、妊娠や出産など、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。安全な性生活を営み、出産等について、女性自らが選択し自己決定できるように、社会全体が、性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）について十分に理解した上で、互いの気持ちを尊重し、認識を深めることが重要です。また、次世代へ生命を引き継ぐための重要な役割を担う女性のこの権利を、男女がともに尊重することは対等な人間関係の基本となります。

男女が互いの性と健康を尊重できるような教育・啓発は緊急の課題であり、関係機関と連携して啓発を進める必要があります。



施策

- 施策1：性差を踏まえた総合的な健康づくり
- 施策2：性の尊重についての意識啓発
- 施策3：母性保護と母子保健の充実



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・一人ひとりが意識と自覚をもって、健康管理や健康づくりに取り組みましょう。
- ・地域における健康づくりの活動や行事に、積極的に参加しましょう。
- ・事業者は、従業員の健康づくりに力を入れるとともに、特に、妊娠中や出産後の女性従業員の健康の保持には十分配慮しましょう。

施策1 性差を踏まえた総合的な健康づくり

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	両親学級 (再掲)	妊婦及びその配偶者に、妊娠・出産・育児に関する保健指導を行い、母性の健康保持・増進を図ります。	健康づくり課
2	チャイルドケア・サマーセミナー	思春期(中学生)の生徒を対象に、乳児や母親と交流する中で、生命の尊厳について理解する場を提供する保健体験学習を行います。	健康づくり課
3	健康相談	一般的な健康相談の中で、性と生殖に関する相談を受け付けます。	健康づくり課

施策2 性の尊重についての意識啓発

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	男女共同参画の視点に立った性教育の推進	小中学校において、男女が互いに相手を尊重する心を育てる学習機会や発達段階に応じた性教育の充実を図ります。	学校教育課

施策3 母性保護と母子保健の充実

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	母性保護の普及	啓発資料を配付し、働く女性の心と体の健康と母性の保護を図ります。	健康づくり課
2	母子保健の充実	不妊症・不育症に関する情報提供及び治療費助成事業を行います。	健康づくり課

第4節 町政における男女共同参画の推進と計画の進行管理

12 各種委員・行政組織における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、男女を問わず住民が政策や方針決定の過程に参画することが不可欠です。男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は企業や団体における方針の立案及び決定に参画することが求められています。

しかし、町が設置する審議会等の附属機関における女性委員の登用率は低く、女性の参画が十分とはいえない状況です。女性委員のいない審議会も依然としてあります。単に女性の比率を高めるだけではなく、女性自身が政策・方針の決定過程に参画していくためのエンパワーメントを促進していくとともに、政策・方針決定過程の場へ女性が積極的に参画していくことが必要です。

町職員においても女性幹部が少なく職種によっても男女の構成比が偏っている場合もあります。国が掲げる「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%」という目標達成に向けて、採用後の職員配置や職員の能力の活用といった、職員の任用や研修の実施、仕事の管理及び職員の指導をする立場である管理職の意識改革、審議会委員を選定する場合に女性を起用するような配慮など、様々な角度からの取組が必要です。

また、町では事業主の立場として女性職員の活躍に関する現状を把握・分析するなどし、女性の職業生活における活躍を推進していきます。



施策

- 施策1：行政委員、審議会等各種委員への女性の参画推進
- 施策2：役場の人事における女性の積極的登用
- 施策3：役場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止
- 施策4：役場におけるワーク・ライフ・バランスの促進
- 施策5：職員に対する意識共有機会の提供



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・町の男女共同参画に関する事業等に積極的に参加しましょう。
- ・事業所は、町の男女共同参画に関する事業等に積極的に協力しましょう。

施策1 行政委員、審議会等各種委員への女性の参画推進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	審議会等委員への女性の参画促進	審議会等委員への女性委員登用調査を実施するとともに、審議会等への女性の参画を促進します。	国際協働課

施策2 役場の人事における女性の積極的登用

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	職員の能力開発（再掲）	男女ともに職員の人材育成を効果的に取組むため、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所等への積極的な参加を促します。	総務課
2	女性の積極的な登用の促進	職員の意向調査や各職員の資質の向上を的確に見極め、積極的登用を進めていきます。	総務課
3	女性職員の活躍に関する状況の把握	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性職員の状況の把握を行います。	総務課

施策3 役場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	情報提供や相談窓口対応の充実	総務課にてメンタルヘルスをはじめ、セクシュアル・ハラスメント等に関する情報提供を行うとともに、それらに関する職員からの相談窓口対応を充実させていきます。	総務課

施策4 役場におけるワーク・ライフ・バランスの促進

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	男女にかかわらない仕事と家庭の両立	ワーク・ライフ・バランスについての職員研修会を開催し、職員の意識を醸成します。また、男女ともに職業生活と家庭生活の両立が図れるよう、年次休暇の計画的取得の促進や時間外勤務の縮減などに努めます。	総務課

施策5 職員に対する意識共有機会の提供

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	職員に対する男女共同参画研修の実施	男女共同参画をテーマにした職員研修会を実施します。	総務課

13 男女共同参画推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたることから、全ての職員が男女共同参画社会について理解し、形成をめざすという共通認識を持つことが重要です。そのため、男女共同参画推進本部を中心に、本計画の着実な推進を図ります。

また、本計画の推進にあたり、県を始めとする関係機関との連携を図ります。また、男女共同参画に関する活動を行う団体と連携し、住民と協働で男女共同参画を推進します。



施策

- 施策1：男女共同参画推進計画の進行管理体制の充実と計画の見直し
- 施策2：町民意見の男女共同参画施策への反映
- 施策3：大泉町男女共同参画推進会議の開催



町民・事業者の皆さんに実行していただくこと

- ・行政等からの情報を積極的に収集し、男女共同参画に取り組みましょう。
- ・事業者は、行政等からの情報を積極的に収集し、啓発に努めましょう。

施策1 男女共同参画推進計画の進捗管理体制の充実と計画の見直し

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	大泉町男女共同参画事業進捗状況調査の実施	大泉町男女共同参画事業進捗状況調査を毎年度実施し、この計画の進捗管理を行います。	国際協働課

施策2 町民意見の男女共同参画施策への反映

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	大泉町男女共同参画推進計画推進委員会の開催	大泉町男女共同参画推進計画推進委員会を開催し、この計画を推進するために、町民の意見を反映させます。	国際協働課
2	町民意見提出窓口の設置	男女共同参画に関する意見を広く受け付け、内容を検討します。	国際協働課

施策3 大泉町男女共同参画推進会議の開催

No	具体的施策名	施策内容	担当課
1	大泉町男女共同参画推進会議の開催	大泉町男女共同参画推進会議を開催し、男女共同参画社会の実現に向けて、この計画の推進を図ります。	国際協働課

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、第4章において述べた取組について、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、町が直接行う施策だけではなく、関係機関、企業、住民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取組を展開することが期待されており、男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実が求められています。そのため本計画の実施においては、総合的かつ効果的に推進するため、庁内各課との調整・連携を図りながら全庁的に取組めます。

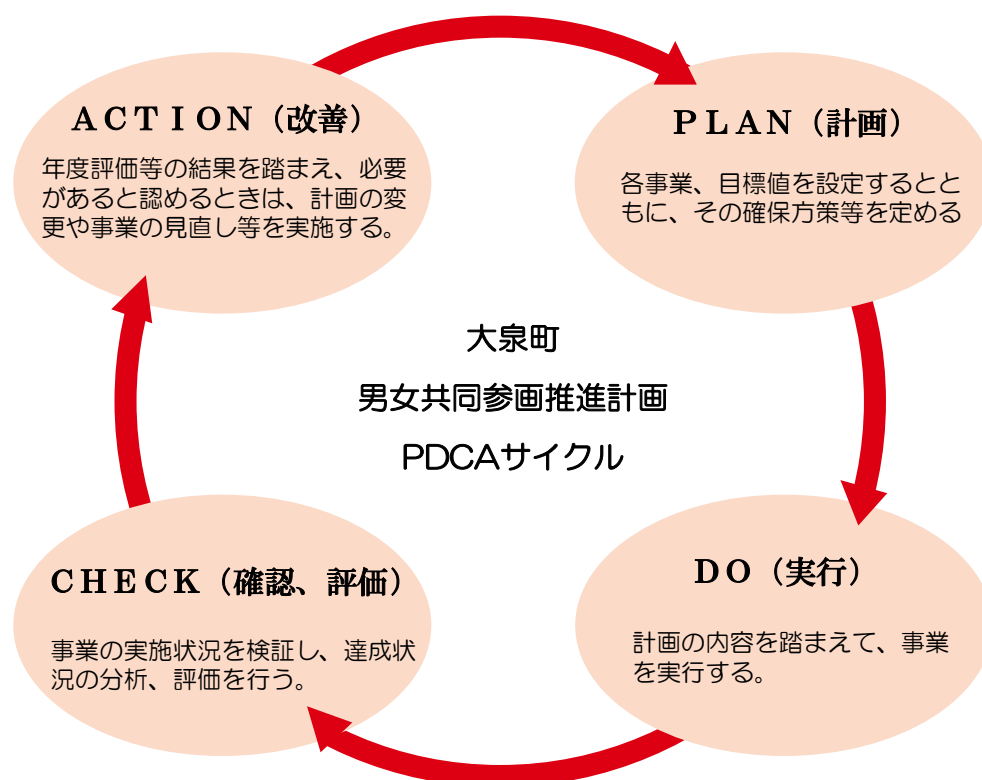
また、本計画の進行管理は、担当各課により事業進捗管理を行い、「大泉町男女共同参画推進計画推進委員会」及び「大泉町男女共同参画推進計画推進会議」に諮り、住民と庁内担当各課の連携と整合性のとれた施策を推進します。

第2節 計画の評価方法

毎年次各施策の進捗状況を調査し、各施策の進行管理を行います。また、大泉町男女共同参画推進計画推進委員会（町民・学識経験者）、大泉町男女共同参画推進会議（庁内）において、各担当課で設定した目標値・評価の視点を用いて、それら进行评估し、次年度の改善へつなげていきます。

なお、各担当課での事業実施については、「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

■ PDCAサイクルのイメージ図 ■



資料編

1 用語集

用 語	解 説
ワーク・ライフ・バランス	国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことを言います。
メディア・リテラシー	情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力です。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のことを言います。
セクシュアル・ハラスメント	性的いやがらせのことで、雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就労環境を著しく悪化させること」と考えられています。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされます。「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指します。
デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。
エンパワーメント	力（パワー）をつけることの意です。女性のエンパワーメントは、男女共同参画社会の実現のため、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことです。
NPO（Non Profit Organization）	ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。
男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」と言います。雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和61年4月から施行された法律です。同法では労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職などにおいて男女間の差別の禁止などが規定されています。

用 語	解 説
育児・介護休業法	仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成3年5月に施行された法律です。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められています。
パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことを言います。
S N S (Social Networking Site)	人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトです。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供します。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。個人、特に女性が生涯に渡って、主体的に自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のことを言います。身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されるとして、子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれます。
メンタルヘルス	精神面における健康のことで、心の健康、精神衛生、精神保健と称され、主に精神的な疲労、ストレス、悩み、などの軽減・緩和とそれへのサポートのことを言います。うつ病などの心の病気（精神疾患）の予防を目的とした場面で使われます。
M字型曲線	女性の年齢別就労率（労働力人口比率、労働力率）を折れ線グラフでみた場合、学卒後と子育て後終了後を2つの山とし、その間の子育て期が谷のようになって、ちょうどMの字のような形になっていることをいいます。
女子差別撤廃条約	正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と言います。あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立をめざして、1979年に国連総会で採択され、日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の公布、家庭科男女共修等の措置を講じた後の1985年に批准しました。

用 語	解 説
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律	DVは家庭内の問題として捉えられ、被害者の救済が必ずしも十分に行われていませんでしたが、2001（平成13）年10月に施行された同法により、DV加害者に対して被害者への接近禁止命令や住居からの退去命令などを発することができるようになりました。
配偶者暴力相談支援センター	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、（1）相談又は相談機関の紹介、（2）カウンセリング、（3）被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、（4）自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、（5）被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、（6）保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助等を行います。都道府県の婦人相談所その他適切な施設においてその機能を果たすものとされ、平成19年の改正により、市町村が設置する適切な施設においてもこの機能を果たすよう努めるものとされました。
固定的な性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける考えのことをいいます。女性が「固定的性別役割分担意識」によって社会進出を阻まれてきた、ということはよく言われますが、男性も「男は仕事」、「男は強くなければならない」など、性別による役割の固定化を受けてきたと言えます。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月に公布、施行されました。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成27年8月に成立した法律です。この法律により、平成28年4月1日から、国、地方自治体や労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられます。

用 語	解 説
選択的夫婦別姓制度	結婚する際に夫婦同姓か夫婦別姓かを自由に選べる制度のことです。
ストーカー規制法	ストーカー行為に対する処罰などの規制と、被害者に対する援助を定め、平成12年に成立した法律です。正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。ストーカーとは、一方的に関心をいだいた相手がいやがるにもかかわらず、執拗につきまとう人のことを言います。

2 計画策定の経緯

日 程	内 容 等
平成27年 1 月30日 ～ 2 月23日	男女共同参画社会に関するアンケート調査実施
平成27年 4 月28日	第三次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会等設置要綱施行
平成27年 6 月15日	第 1 回第三次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 ・ 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定スケジュールについて ・ 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定骨子案等について 第 1 回第三次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会会議 ・ 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定について ・ 第三次大泉町男女共同参画推進計画骨子案について
平成27年 7 月28日	第三次大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議 ・ 第三次大泉町男女共同参画推進計画書素案について
平成27年 8 月17日	第 2 回第三次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議 ・ 第三次大泉町男女共同参画推進計画書素案について
平成27年 8 月20日	第 2 回第三次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会会議 ・ 第三次大泉町男女共同参画推進計画素案について
平成27年 9 月 2 日	第 3 回第三次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議（電子会議） ・ 第三次大泉町男女共同参画推進計画書素案修正について
平成27年11月10日 ～12月14日	パブリックコメントの実施
平成28年 1 月 7 日	第 4 回第三次大泉町男女共同参画推進計画策定委員会会議（電子会議） ・ パブリックコメントの実施結果・回答内容について ・ 計画書（原案）について
平成28年 1 月20日	部長会議 ・ パブリックコメントの実施結果・回答内容について
平成28年 1 月28日	庁議 ・ パブリックコメントの実施結果・回答内容について

3 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会実現に向けて、その指針とすべき第三次大泉町男女共同参画推進計画（以下「第三次推進計画」という。）の策定に当たり、その事務を適正かつ円滑に行うため、必要な組織を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(策定懇談会)

第2条 第三次推進計画に広く町民の意見を反映させるための組織として、大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を置く。

2 策定懇談会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に識見を有する者
- (2) 母子保健に識見を有する者
- (3) 国際理解に識見を有する者
- (4) 人権擁護に識見を有する者
- (5) 人権教育に識見を有する者
- (6) 家庭教育に識見を有する者
- (7) 社会教育に識見を有する者
- (8) 学校教育に識見を有する者
- (9) 町内企業を代表する者
- (10) 勤労者を代表する者
- (11) 男女共同参画に識見を有する者

3 策定懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって選出する。

4 策定懇談会は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(策定委員会)

第3条 第三次推進計画の原案の作成に当たるための組織として、大泉町男女共同参画推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

2 策定委員会は、別表第1に掲げる職員をもって組織し、町長が任命する。

3 策定委員会に委員長を置き、企画部長をもって充てる。

4 策定委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実務担当者会議)

第4条 策定委員会の協議資料を作成するための組織として、大泉町男女共同参画推進計画実務担当者会議（以下「実務担当者会議」という。）を置く。

2 実務担当者会議は、別表第2に掲げる職員をもって組織し、町長が任命する。

3 実務担当者会議に会長を置き、国際協働課長をもって充てる。

4 実務担当者会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）

第5条 策定懇談会、策定委員会及び実務担当者会議の庶務は、企画部国際協働課において処理する。
（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、第三次推進計画の策定が完了したときにその効力を失う。

別表第1（第3条関係）

企画部長
総務課長
安全安心課長
広報情報課長
国際協働課長
福祉課長
高齢福祉課長
子育て支援課長
国保介護課長
健康づくり課長
住民課長
商工振興課長
農政課長
学校教育課長
生涯学習課長
スポーツ文化振興課長

別表第2（第4条関係）

国際協働課長
総務課人事係長
安全安心課危機管理係長
広報情報課広報広聴係長
国際協働課国際協働係長
福祉課社会福祉係長
福祉課障害福祉係長
高齢福祉課高齢福祉係長
子育て支援課子育て支援係長
保育園長
国保介護課介護保険係長
健康づくり課健康づくり係長
住民課住民係長
商工振興課商工振興係長
農政課農業振興係長
学校教育課学校教育係長
生涯学習課生涯学習係長
スポーツ文化振興課スポーツ文化振興係長
公民館長
図書館長

4 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定懇談会委員名簿

(敬称略)

番号	区 分	氏 名	所属・役職等	備 考
1	社会福祉に識見を有する者	菅田 斌之	民生委員児童委員協議会	
2	母子保健に識見を有する者	青木 章子	母子保健推進協議会	
3	国際理解に識見を有する者	湯澤 美津子	大泉ユネスコ協会	
4	人権擁護に識見を有する者	川島 千枝子	人権擁護委員	
5	人権教育に識見を有する者	田中 賛	人権教育推進委員会	副会長
6	家庭教育に識見を有する者	加藤 久子	地域活動連絡協議会	
7	家庭教育に識見を有する者	川島 忠三	小中学校PTA連絡協議会	
8	社会教育に識見を有する者	高橋 由美子	社会教育委員	会 長
9	学校教育に識見を有する者	梅澤 光広	校長会	
10	町内企業を代表する者	松野 和之	労働教育委員会	
11	勤労者を代表する者	鷲沢 猛	労働教育委員会	
12	公募による町民の代表者	中村 京子	公募	
13	公募による町民の代表者	小原 弘美	公募	
14	公募による町民の代表者	杉本 春美	公募	
15	学識経験者	今関 節子	高崎健康福祉大学特任教授	

5 第三次大泉町男女共同参画推進計画策定委員名簿

(敬称略)

所 属	職 名	氏 名	備 考
企画部	企画部長	宮永 孝雄	委員長
総務部	総務課長	笠松 智広	
	安全安心課長	井達 房一	
企画部	広報情報課長	千吉良 輝夫	
	国際協働課長	加藤 博恵	
社会福祉部	福祉課長	竹内 寿治	
	高齢福祉課長	長谷川 則雄	
	子育て支援課長	荒田 幸江	
健康推進部	国保介護課長	青木 宜尚	
	健康づくり課長	石井 有	
住民経済部	住民課長	糸井 昌信	
	商工振興課長	岩瀬 和重	
	農政課長	多々木 伸二	
教育委員会事務局 教育部	学校教育課長	岩上 秀明	
	生涯学習課長	大澤 慎哉	
	スポーツ文化振興課長	関本 寿雄	

6 第三次大泉町男女共同参画推進計画実務担当者名簿

(敬称略)

所 属			氏 名	備 考
企画部	国際協働課	国際協働課長	加藤 博恵	会 長
総務部	総務課	人事係長	堀本 俊行	
	安全安心課	危機管理係長	笠松 弘美	
企画部	広報情報課	広報広聴係長	横倉 成才	
	国際協働課	国際協働係長	服部 真	
社会福祉部	福祉課	社会福祉係長	初谷 英之	
		障害福祉係長	吉橋 貴子	
	高齢福祉課	高齢福祉係長	糸田 京子	
	子育て支援課	子育て支援課係長	宮永 健一	
		南保育園長	福田 紀子	
		北保育園長	小川 玲子	
		西保育園長	宮永 清美	
健康推進部	国保介護課	介護保険係長	福田 雅美	
	健康づくり課	健康づくり係長	川上 和良	
住民経済部	住民課	住民係長	萩口 由恵	
	商工振興課	商工振興係長	田部井 久幸	
	農政課	農業振興係長	岩瀬 隆久	
教育委員会事務局 教育部	学校教育課	学校教育係長	竹田 淳一	
	生涯学習課	生涯学習係長	小林 勲	
		公民館長	岩瀬 善一	
		図書館長	石塚 智浩	
	スポーツ文化振興課	スポーツ文化振興係長	岩瀬 光裕	

●第三次大泉町男女共同参画推進計画 策定支援アドバイザー

共愛学園前橋国際大学	副学長	教授	大森	昭生
------------	-----	----	----	----

●第三次大泉町男女共同参画推進計画 事務局

企画部	部長	宮永	孝雄
企画部国際協働課	課長	加藤	博恵
	国際協働係長	服部	真
	主幹	松森	裕子
	主査	栗原	正幸
	主任	木月	健太
	主任	鎗木	あゆみ
	主事	篠原	亮太

第三次大泉町男女共同参画推進計画

平成28年3月発行

発 行 大泉町

編 集 企画部国際協働課

〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号

TEL 0276-63-3111（代表）
